

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、保育所長、梁取洋一君の欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は演壇及び一般質問者席で行い、終了時間は議長がお知らせします。

よろしく願いいたします。

順番に発言を許可します。

2番、角田誠の一般質問を許可します。

2番、角田誠君。

〔2番 角田誠君 登壇〕

○2番（角田 誠君） 2番、角田誠でございます。

通告に基づきまして一般質問させていただきます。

質問事項、一つ目といたしまして、若者の定住促進と交流推進政策とはでございます。

質問の要旨といたしまして、高校や中学校を卒業した子で、町外、県内外へと学ぶために転出することは大変有意義であると考えておりますが、只見町へ戻るのは残念ながら盆と正月のみ。そのまま町へ戻らない方が多いのも事実でございます。只見町戻ってこないのは魅力がない。仕事がない。環境が悪い等メリットがないからであると考えております。町でもU・Iターン者への助成や補助の斡旋等、様々実施してはいるが、人口減少は全国的であ

り、止まることは難しいと考えておりますが、当町の現実は今どうなっているのか。今後どうあるべきか。今後のあり方を憂い、以下の点をお伺いいたします。

一つ目といたしまして、現在の町営住宅の入居率が高いとは言えないが、定住促進住宅の建築が盛んに実施されております。新しい住宅の建築も重要かとは思いますが、SDGsや3R（リデュース、リユース、リサイクル）の観点から見れば、既存の町営住宅の耐震補強やリフォームを施し、入居者の安心、安全を確保することも重要であると考えております。加えて昨今ではリノベーションされた古民家が若者間で人気上昇し、十分需要があると考えておりますが、認識と見解及び定住促進住宅の意味をお伺いいたします。

二つ目といたしまして、青年団は町内で3地区で活動されておりましたが、現在は明和青年団の活動しか確認されておられません。青年団活動は若者間、地域間の交流促進の根幹を成すものであり、定住離れや孤立解消の一翼であると考えております。この青年団活動の持続と復活を町としてもより一層支援し、交流促進を図ることで人口減少抑止策に大変有効であると考えておりますが、認識と見解をお伺いいたします。

なお、前回6月会議において、酒井右一議員より、本町の人口減少抑止策についての一般質問があり、町より具体的なアイデアについて提案いただきたいとの答弁があったため提言いたします。

三つ目といたしまして、人が仕事をする理由とは国民の三大義務に掲げられているからだけではない。仕事にやりがいと求める方、好きなことを仕事にする方、大切な人を守るため、十人十色の考えがございますが、その中でも特に若い方が重要視する傾向にあるのがコストパフォーマンス（費用対効果）タイムパフォーマンス（時間対効果）であります。どの職種でもタイムパフォーマンスは重要視され始めており、毎日残業なしでも目標を達成すれば、給与、報酬は減額どころか増額されます。この働き方であれば職場環境の改善や生活水準の底上げ、モチベーションのアップ、長時間労働によるストレス軽減にもつながると考えられております。

当町役場は若い方の離職率が高いと私は感じておりますが、前述の認識や見解はあるのか。また、行政業務は多種多様、多忙であり実現には時間と労力を要すると考えておりますが、今後の只見町の明るい未来のために検討の余地はあるのか。

上記、併せて伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、2番、角田誠議員のご質問にお答えいたします。

若者の定住促進と交流推進政策とはとのお質しであります。

まず前段の卒業生の転出とその後の動向、町内における職業の選択肢が少ないなどの認識は私も同じであります。また、全国的な人口減少の中で助成金の効果は限定的であり、施策が追いつかない実態があります。

以下、項目ごとにお答えいたします。

1点目の定住促進住宅等についてでございます。

町営住宅については、公営住宅法に基づき国庫補助により低所得者に賃貸する目的で整備した町営住宅条例に定める住宅とその他の住宅に大別されます。

それら全体の入居率は80パーセントで25戸の空き室があります。町営住宅条例に定める住宅は所得要件で入居できる方が限られますので、入居率が71パーセントと低く、空き室が14戸となっており、その他の住宅については入居率86パーセントで空き室が11戸、うち定住等促進住宅は入居率85パーセント、2部屋の空き室となっております。

定住等促進住宅は、只見町への定住を促進するため、所得による入居制限を設けないことで、若者層から子育て世代の方など幅広い方が安心して暮らせる住宅として整備しております。また多様なニーズへの対応、併せてコスト削減、工期短縮を図るため、令和4年度からは建物提案型による住宅整備を行っているところであります。

なお、近年の住宅整備は、第2期只見町総合戦略に基づき住居環境の整備を目的に進めているものでありますのでご理解をお願いいたします。

町営住宅の改修につきましては、只見町町営住宅長寿命化計画に基づき国庫補助金を活用し実施しているところであります。

また、角田議員お質しのとおりリノベーションされた古民家が人気であり、テレビや雑誌などで住宅や飲食店としての活用が紹介されておりますので、需要として期待できると感じます。しかしながら町の空き家バンクに登録されている優良な古民家は少数であり、また、そのほとんどが大きな古民家であることから、積雪が多い当町では管理面の不安などから住居としては敬遠されがちな現状です。

一方で、町の空き家改修支援事業補助金を活用し古民家を取得改修して、Iターンでレス

トランを経営されている事例や、県の事業を活用して空き家を移住のお試し住宅として整備された事例などもありますので、有効な活用方法があるものと考えます。お隣の金山町では民間の方が2棟の古民家を再利用したゲストハウスをオープンされた事例もありますので、町補助金等の活用を周知しながらそのような需要に応じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の青年団活動の支援についてであります。

角田議員ご認識のとおり、町内の社会教育団体としての青年組織活動は、現在のところ明和青年団のみでございます。

明和青年団においては、明和地区の盆踊りや幼児へのクリスマスイベントの開催、運動会・公民館まつりへの協力をはじめ、駅伝大会や雪まつりなど全町的なイベントへの参加など、多岐にわたり活動をされていると承知しております。

お質しの青年団活動の持続と復活への支援についてであります。若者の価値観の多様化や情報通信技術の発達に伴う個人ベースの娯楽の普及などを背景として、全国的にも組織的活動が難しい状況下において、明和青年団においては団員減少等の課題を抱えながらも活動を継続されており、現在行っている社会教育団体育成補助金の交付をはじめとして、団の主体的な活動や課題検討を支援してまいりたいと考えております。

また中央公民館において昨年、全町的な若者の集いの場所づくりとして星空カフェを企画開催しており、スポーツやゲームなどを通して交流を図るとともに、10月13日には若者交流のミニ運動会を開催することとなっております。

こういった主体的な活動の支援育成や各種イベントを通して青年交流の促進を図っていきたいと考えておりますので、引き続きのご指導を賜りたくお願い申し上げます。

3点目の職員の働き方についてであります。角田議員お質しのとおり職業を選択するうえで、休暇が取りやすいなどの働きやすい環境が重要視されてきているものと認識しております。

ご提示いただいた、毎日残業なしでも目標を達成すれば給与が増額される働き方についてであります。このような待遇改善が図られれば、モチベーションのアップ、長時間労働によるストレスの軽減につながるものと考えます。

しかしながら、地方公務員は県人事委員会の勧告をもとに議会の議決を経て給与制度が決定されております。今後も勧告制度を尊重してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、当町の若い職員の離職率が高いと感じておられる件についてであります。

地方公務員の離職率についてであります。令和5年度地方公務員給与実態調査の職員数及び普通退職者数から離職率を推計しますと、職員全体で1.7パーセント、30歳以下の職員で3.1パーセントとなっております。また、町村職員で見ますと、職員全体で2.4パーセント、30歳以下の職員で4.2パーセントとなっております。

只見町においては、過去の年度ごとに1名から多い年度で4名の普通退職者がありましたので、離職率で見ますと1.0パーセントから3.9パーセントとなっております。特に高くなっているものではないと考えております。

普通退職される場合、それぞれ理由があると思いますが、働き方や職場環境が理由の退職がないよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 答弁ありがとうございました。

一つずつ、再度、質問させていただこうと思っております。

私あの、一般通告のほうにも書きました。一番最後に。1番目、認識と見解、定住促進住宅の意味。こちらのことがちょっと気になっております。定住促進住宅。これ、今現在のニーズに合っているのかどうか。これ、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお質しでございます。

定住等促進住宅。町長答弁にもございましたとおり、現在の募集している住宅の入居率86パーセントで、85パーセント、2部屋の空き室となっておりますという状況でございます。記載のとおりですね、総合戦略に基づいて住宅を整備をしております。近年、定住等促進住宅増えておりますけれども、ニーズに合っているか・合っていないかと言われると、合っていますという回答ができるかどうかはまた別ですけれども、入居率を見ますと85パーセント程度ということで、一応、高い値というふうな認識はしておりますが、全てのニーズに適應されるかということ、なかなか難しい点もありますので、その辺りは今後の住宅整備の中で改めて議会の皆様方と検討しながら、建設整備をする場合は考えてまいりたいというふうにご存じますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、これ、定住促進住宅、町営住宅のことについてお伺いいたします。

町営住宅、だいぶ古くなってきていると私自身感じます。以前ですね、私も町営住宅、上ノ原住宅ですか、こちらのほうに住んでおりましたが、未だにこの、全面和室だったり、あとガス給湯器、今現在だと本当に、自動給湯機、ボタン一つでお湯が出せる、シャワーが出せるといったことなんですけども、全戸とはわかりませんが、町営住宅のほうは、ガスが、給湯器はまだ手回し式、だいぶ古いガス給湯器になっております。で、上ノ原住宅とかの町営住宅に住んでる方、まち湯に行かれたり、むら湯に行かれたり、これ、何でかって聞くと、シャワーが古くて水が弱い。ちょっと入ってられないということを伺いました。これ、ガス給湯器とかは、換える予定はあるのか。ないのか。お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ご質問ありがとうございます。

今お話のあった住宅はまあ、いわゆる町営住宅条例に基づく、鉄筋コンクリートの住宅のことだと思いますけれども、そちらの住宅につきましては、昨年度で8棟48戸、町内にあるわけですけれども、その住宅の長寿命化、さらには内部の改修等も含めて実施をしております。ですので完了はしているんですけれども、議員お質しのとおりですね、現状の室内環境と、現状といいますか、いわゆる世間一般の室内環境と、その町営住宅の室内環境が合っているかと言われれば、合っていない部分はあるかもしれませんが、ただあの、そういった長寿命化計画の中で内部の改修、さらにはあの、一部、和室から洋室に変えている部分もありますけれども、そういった形で少しでも使いやすいような形に改修等はしておるといふふうに認識はしております。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

改めまして、定住促進住宅についてお伺いいたします。

町営住宅と、ちょっと似たり寄ったりのこともあるんですけども、定住促進住宅の、先ほど意味と考えたんですけども、定住促進住宅に入居されている方、話を聞くと、大体、役場関係の方の入居が多いと私、感じております。これ、定住促進住宅の意味とお伺いいたしましたが、役場職員が住むために定住促進住宅を建てているんじゃないかと、私、住民の方から小言というか、言われまして、これの意味についてお伺いしたいと思って、ちょっと答え

づらいかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 定住等促進住宅の意味を改めてのお質しということですが、町長答弁にもありますとおり、只見町への定住を促進するため、所得による入居制限を設けないことで若年層から子育て世代の方など、幅広い方が安心して暮らせる住宅として整備をしているという内容でございます。ですので、職種云々はいろいろあるかと思えますけれども、そういった定住を求めて住宅を借りられる方の要件に合致をしていれば賃貸をお貸しするという形になってございます。

なお、町で整備する住宅でございますので、いわゆる終の棲家というような考え方を持っておりません。過去には定住等促進住宅については3年、入居期間の制限ですが、3年、やむを得ない場合5年というような状況がございました。ただ、様々、議員の皆様方からのご意見も頂戴をしたうえで、昨年度の運用から現在は8年、最長10年というようなことで改正をさせていただいております。ですので、皆様方が、ある住宅について様々な方々をご利用いただけるような形で今後も運営をしてみたいというふうな考えでございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

私、一般通告書のほうにも書きました。SDGsや3Rの観点から、今現在住んでる方、入居者の安心安全、これを守ることも重要だと思っております。ですが、先ほどお答えのとおり、町営住宅のリフォーム等、和室から洋室に変える等、大変結構だと思うんですけども、あと、これ、外壁とかも今現在、塗り替えられているところも、まず見受けられますが、そもそも、町営住宅のほう、耐震補強とかはされない予定なんではないでしょうか。お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 町営住宅の長寿命化計画でございますが、まずもって鉄筋コンクリート、先ほど申しました町営住宅条例に定める住宅について、令和4年度まで、先ほど5年度と申したかもしれませんが、すみません。令和4年度まで整備を進めてまいりまして、令和6年度にその他の住宅について、木造含めて町営住宅の長寿命化計画を定めまして、来年度以降、そういったことで住宅について定めた長寿命化計画に基づいて整備を進めてまいりますけれども、現状としましてはまずもって特高賃住宅が黒谷に3棟ございますけれども、そちらのほうをまずもって実施をしていくような予定にしております、屋根であった

り、外壁であったり、内部の設備改修等々を考えてございます。その後でございますが、あと、耐震改修等々というお話ございましたが、ほとんどの住宅が、既に、いわゆる耐用年数等も経過をしております、そのことをやることによって、それが、耐震が延ばせるかという、それはまた別問題で、長寿命化になるかという、それもまた別問題になっております。そういったことについても、維持修繕の中で様々、今後、検討はしていかなければいけませんけれども、全体としてはまあ、古くなった住宅というのはなかなか、そういったことは困難であるということをご認識をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

引き続き、定住促進住宅と町営住宅、私、心配しておりますので、引き続きの対応、よろしくお願いいたします。

二つ目の質問に移らせていただきます。

青年団活動についてでございます。私、今現在45歳ではございますが、まだ青年団活動、ちょっと加えていただいております。私の地元、皆さんご存じだと思います。明和青年団のほうに所属というか、お祭りとかでお手伝いをさせていただいている立場なんですけども、これ、青年団活動にもいろいろ、活動はあるんですが、今現在、地域活動、あと社会活動、あと連帯促進のための活動。で、連帯促進のための活動。これは何ぞやというと、一言でいうと、団の中と、あと他団体との交流促進をするために施される会、大抵は酒宴を伴う、早い話がコンパということではありますが、これ、青年団活動の中でも私、極めて大事な活動であると、ウキペディアにも書かれてありますが、私も大事な活動と思っております。何が言いたいかというと、青年団活動は基本的に、ずっと酒を飲んでるとか、ずっと遊んでいると思われがちなんですけども、大変これは、極めて大事な活動のうちの一つであります。青年団活動というのはやっぱり、一般通告にも書かせていただきましたが、横のつながり、若者間と地域間。これの交流促進の根底にあると私は強く感じているところであります。

それを踏まえて再度質問させていただきますが、青年団活動とは町にとって有意義なのか。それともなくなっても良いものなのか。これをまずお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私からお答えいたします。

今、角田議員から、青年団活動にご自身が積極的に参加されて、その活動の内容や意義に

についてもお話いただきました。

青年団活動は地域の、特に若い青年層の横のつながり、地域への様々なご貢献、活性化等々の面から、本当にあの、町にとって大切な活動をしていただいていると思っておりますので、したがいまして、願わくは、明和青年団は勿論ですが、従来のように、朝日地区も、只見地区も、そういう青年、青壮年層の活動が活発になることが望ましいというふうに思っておりますので、議員おっしゃるように活動の意義、地域に対するご貢献は多大なものがあるというふうに認識してございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

青年団活動は基本的に住民自治活動として活動しておりまして、基本的に無報酬であります。ほぼほぼボランティアに近いもので、明和青年団、頑張っているなど私思っておりますので、ただ、ちょっと残念なのが、朝日と只見、青年団、ちょっと自然消滅というか、なくなってしまうのはいるので、住民自治活動ではございますので町としても復活しろとか、やってくれというのはちょっと、難しいのかなと思うんですけども、これ、是非ですね、明和青年団としても朝日と只見、青年団復活させてくれないかとか、一緒にやらないかとか、できれば、私あの、明和とか、只見とか、朝日とか申しているんですけども、同じ只見町ではございますので、できれば明和青年団だけじゃなくて、3地区で合同で青年団とか、できなかなとか私思っております。で、公民館活動のほうでも星空カフェ、大変面白い事やられてるなど大変感心しております。これを通じた、星空カフェだけではなくて、青年団のほうで年間イベントですとか、打ち出していただければと思っております。

で、質問なんですけど、どこの地区も青年団に所属している方というのは消防団に在籍されている方がほぼほぼだと思っております。先ほど申しました青年団のほうは無報酬、ほぼほぼアルバイト、アルバイトではないですけども、ボランティアか、ボランティア活動であります。消防団、イコール、青年団ぐらいの勢いはあるんですけど、これ、ちょっとお尋ねしたいんですけど、青年団のほう、無報酬なんですけども、報酬、少しでも出せることは検討はあるのか・ないのか、ちょっと難しいかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

消防団につきましては、非常備消防ということで、地方公務員に位置づけられておりまし

て、国からも地方交付税の算定の中で非常備消防に関する算定項目があり、一定の額が毎年、交付されております。そういった中で、そういう法的な、制度的な裏付けがある消防団は、十分とは思ってはおりませんが、そういった意味で報酬、各種の手当を支給させていただいております。

一方、青年団活動につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、やはりあの、ボランティア的な、地域としての社会教育活動の一環だというふうに認識しておりますので、現行の制度の中で直ちに、青年団活動の例えば催し物とか、イベントも同じ意味ですが、そういったのを組む中で何らかの助成は可能かもしれませんが、中央公民館等通じ、直接、団員の方に何らかの手当や報酬等を支給するというのは、現行制度の中では大変難しいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 難しい質問に答えていただきありがとうございます。

青年団活動のやっぱり、人間関係構築して、喜怒哀楽ともにしながら成長を支えると、仲間づくり、答弁書にも書きました、定住離れと孤立解消のほうに一翼買っていると、私強く思っておりますので、今後とも青年団活動、町としても最大限に支援していただくようお願いいたします。

三つ目といたしまして、大変難しい質問になっております。この三つ目の質問の意味なんですけども、私、離職率とかを聞いているように見えるんですが、離職率とかはあまり聞いてないんですね。基本的にあの、一言で申し上げますと、町役場の職員一人あたりの労働、あと、ちょっと言葉悪いですけど、キャパオーバーになっているんじゃないかなと思っております。一人あたりの業務量の多さ。単純の例で申し上げますと、私、以前は観光協会のほうにいましたが、ちょっと遅くなると、9時ぐらいになってしまった。で、事務所を閉めて戻る時には現在の駅前庁舎2階、そこに観光商工課さんが、今、交流推進課になっているんですけども、駅前庁舎2階、煌々と、灯りが、電気ついでる。1階も税務班は灯りがついているという状態が多々あったんですね。これは本当に良いのかなっていう、本当に単純な疑問なんですけども、職員一人あたりの労働は本当にキャパオーバーしてないのか。これ、ちょっと難しいと思うんですけども、お答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問でございます。

おっしゃるように、職員の時間外勤務の部分について、多いという部分も過去、ご指摘をいただいた部分がございます。時期によりまして多い部分、また平常的に多い部分という、様々、その業務によってあるかと思えます。個人個人の業務量については、なるべく平準化をさせていただいて、均していきたいというふうには考えてございますが、部署部署によっては、また時期等によって多くなる部分もございます。その辺は十分、庁内全体で検討しながら平準化をさせていただいて、なるべく働きやすい環境づくりというものに努めてまいりたいというふうに考えているところではございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

もう一つ、気になったところなんですけども、先ほど町長が答弁されました。地方公務員は県の人事委員会の勧告を基に議会の議決を経て給与制度が決定されておりますと答弁がありましたんですけども、これ、正当な残業代。こちら支払われているのか。私が言いたいの、俗にいうサービス残業なるものは一切ないと言えるのかという質問でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 超過勤務につきましては、管理職、課長の命令によりまして超過勤務をいただくと。それについて、きちんと超過勤務命令簿というもので時間管理をさせていただいて、それに対する勤務手当については支給させていただいておりますので、基本的にサービス残業的なものはないというふうに認識をしております。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

もう一つですね、ちょっと答弁書のほうにも、ちょっと繋がることではあるんですけども、地域おこし協力隊。これも地方公務員として扱われているかと思えます。地域おこし協力隊の定住の低さ。こちらがちょっと目立っているなと思って、前回、藤沼こうへい君と山科まいさんですか、今現在2名、旧姓は山下まいさん。2名の方の元地域おこし協力隊の定住が見受けられますけども、町として、地域おこし協力隊の移住定住。これは考えているのかなという、ふとした疑問でございます。結局、地域おこし協力隊、どうせまあ、3年しかいないから、とか、ひどい言い方をしますと、他から来たから、と偏見等はないのか。お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 定住移住の関係でございまして、協力隊の活用ということで、すので私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊制度につきましては3年間の期限というところで協力隊として働いていただきます。その中で、そういった業務に引き続き継続をして定住をしていただく。もしくは起業される場合につきましても、それ相応の支援というのを準備いたしまして、地域のほうに定着をしていただくということで、これまでも何名の方か、只見町のほうで採用等をさせていただき、それぞれの業務に就いていただいております。

そういった中で、今ほどおっしゃっていただきました、その後の定住という部分につきましては、その業務の継続から、その後のフォローといった部分で、ご本人さんの都合もございまして、現状としてはそういった形で推移をしております。しかしながら、制度の趣旨としては、そういった部分で引き続き定住をしていただきたいというところで、協力隊の制度を足掛かりにしてやるのが目的でございますので、そういった部分をしっかりと、そこを目的といたしまして定住をしていただけるような形で町としても今後も引き続きその制度を有効に活用していきたいということで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

先ほど申し上げました、ちょっと回答になってなかったなと思うんで、再度質問させていただくんですけども、職員一人あたりの業務量、これ適正であると、本当に考えていらっしゃるのか。私、この一般質問、たぶん、課内のほうで回覧されたとは思いますが、役場職員の方、数名から、ありがとうございますと、ありがとなと、声を掛けていただく方が十数名ありました。これは本当に切な問題だと思っております。基本的に、先ほど申し上げました、一人あたりの業務量。これが大変多くて、心の風を引いてしまったり、体調不良されて休職されたり、という方が多いのかなと、本当思っております。本当、一歩手前の、体調が悪くなる手前の方の職員の方も結構見受けられますので、再度質問させていただきます。業務、一人あたりの業務量。これは本当に適切なかどうか。お答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） これも個々の話になってしまいます。ので、部分的にはやはり、超勤が多い場所もございまして、そういった部分については業務量が多いというのは、それは間違いないことだと思います。それを、先ほど申し上げましたが、なるべく庁内で平

準化を図るように、また業務の効率化、あと取捨選択といいますか、事業の見直し等も行いながら、業務負担の軽減といいますか、平準化に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 引き続きよろしく申し上げます。

やはりあの、労働時間が多いとやっぱり、人って疲れてしまいますので、できるならば定時から定時というのが望ましいとあるんですけども、やはり行政業務、多種多様で、多忙であると。少しばかりの残業は仕方ないかなと思っているんですけども、やっぱりもう、人って寝ないと、ちょっと体調がおかしくなってしまう生き物でございますので、なるべく早く帰らせてあげて、それ、ちょっと、業務量にもよると思うんですけども、ご家庭持つてお父さん・お母さん、たくさんいらっしゃると思いますので、プライベートな時間も大切にしてください。

もう一つなんですけども、費用対効果、時間対効果のほかに労働対効果という言葉があります。労働対効果。これ、言葉の意味と、これはご存じですか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 大変申し訳ありません。直接、私、今、労働対効果ということでイメージをさせていただくのは、働いた部分に対してどれだけ効果が上がったのかという、単純にまあ、聞いたことを申し上げているだけなんですけど、はっきりとした意味は存じておりません。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

私も突拍子もない質問してしまったかなと思ってるんですけど、労働対効果、労働に対して、どれだけ効果があったかって、基本的なことだと思ってるんですけども、例えば1,000万の仕事をしました。で、効果として1,500万円。500万円の労働対効果があるという感じで簡単に説明してはいるんですけども、これ、役場職員に対してもちょっと当てはまるんじゃないかなと思っております。8時から、（聴き取り不能）11時までで、いくら労働対効果があがっているのか。これ、ちょっと、たぶん、資料はないと思うんですけども、難しいな。役場職員の方って行政業務ではございますので、労働対効果、数字で表すというのはちょっと難しいかなと思ってるんですけども、これを意識した仕事の仕方というのはでき

ないのかなと、私、単純に思っております。他から、私あの、こういう仕事に就く前は、役場職員は定時で来て、定時であがって良いなど、軽い偏見を抱いてはいたんですけども、実際にちょっと中に入ってみると、ものすごい業務量だったり、一人一人がもう、てんてこ舞いで、ああ、今日も日付まわるななんて、たまに小言を言われる場合もあったんですけども、こういったことで労働対効果、意識した働き方、職場環境の改善。これをお願いしたいと思ってるんですけども、今現在、検討とか、今後の進め方、何かあればお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 業務それぞれございます。また、数的にノルマという部分では、行政でございますので、何件やったから良いというものでもございません。そういった部分は議員もご存じといたしますか、知っていただいているものだと思います。事務改善委員会等を行いまして、それぞれ効率を上げて、なるべくあの、事務負担の軽減を図っていくというようなことは定期的に行っております。そういったもので、あと事業の見直し、それも実施計画、そういった部分での評価を行いながら、単に業務が増えていくだけにはならない。きちんと減らしていく部分も検討しながら、先ほども申し上げましたように業務の平準化というものを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） ありがとうございます。

引き続き、事務負担の軽減等、考慮しながら進めていただければと思っております。

時間も時間ですので、最後の質問、一つ二つになるかと思えます。

今後の未来の、今後の只見町の明るい未来のためにと最後に申し上げておりました。これ、進めることで、今後の只見町、やはり現在、若者定住促進がちょっと滞っている中で、町長様のお考えをちょっとお聞きしたいなと思っております。今後の只見町の明るい未来のために検討の余地はあるのかとお伺いしたんですが、本当にこれからも只見町、このままでやっていけるのかどうか、本当にざっくりした質問で申し訳ないですけども、お答えいただければ幸いです。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、角田議員から、若者の定住促進と交流推進政策という、そういう俯瞰的な視点か

らそれぞれ町の住宅政策が今のような形で、進め方で良いのかと。また、同時に次世代を担う青年団活動、青壮年活動についての、より良い活動のあり方、支援のあり方。そして、町の職員を中心とした労働対効果のある働き方とは、という視点でご質問いただきました。どれも私は大切な事柄だというふうを受け止めさせていただきました。

それぞれが一朝一夕にできることばかりではありませんが、町営住宅や定住住宅につきましては、従来は住宅に困窮する方々、所得要件が、失礼ですが低い方々に対する住宅困窮対策として公営住宅法が成り立ってやってきました。ですから、それ以外の方は持ち家を持ってくださいと。あとはお父さん・お母さんと同居です、という流れでしたが、今、様々な働き方や価値観、いろんなものが違ってますので、その辺は同居でなくても近くに居て生活するとか、いろんなスタイルが今あります。ので、そういったこと含めて、これから若い人達が定住しやすいような住宅環境はどうあるべきかということを実際に考えていかなければならないと思います。従来、公営住宅法でこうなっているということで、基本はそうですが、それもいろいろ、みなし特高賃で、議会のご理解をいただいて、みなし特高賃で緩和した住宅もあります。そういったところも我々も気づいておりまして、やっていこうと思いましたが、今日改めて、その辺、強いお話がありましたので受け止めて、さらなる検討をしてみたいというふうに思います。

青年団活動につきましては、おっしゃるように町が、3村が合併いたしまして今年で65年ですか。そういった長い年数が流れておりますし、様々な若い人も少なくなっているということで、一つの、3地区じゃなくて一つの組織として、そういったことをできないかと。くしくも従来、振興センターがあったところも公民館に名前変えまして、それも中央公民館ということで、公民館がそういう形になりましたので、そういった様々な、今後、展開する事業の中でも、今、角田議員がおっしゃっていただいたことは十分考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、働き方、まさにそうです。労働対効果ですが、一方に、公務員の場合は公平性という考え方がありますので、やはり費用はかかっても、やはり全ての方に等しく費用負担をしていただくといった場合に、どうしてもそこに、場合によっては出かけて行って、その必要の料金をいただくということがありますので、やはりその部分を仮に上乘せすることはできませんし、一方に、その分の交通費がかかるから、その分はもらわないでおこうとか、極端な例で恐縮ですが、そういったことできませんので、労働対効果は先ほど総務企画課長

が答弁したとおり、その考え方で進めながら、そういった公平性も併せて考えていかなければならないというふうに思っております。

併せまして、今、DXということで、DXの推進につきましても、今、若い職員中心に検討しておりますので、それが具体的な形として見えるように今後とも取り組んでいきたいと思っております。

いずれにしましても、本日、角田議員からいただいた大きく3点のご質問は非常に今後、我々が行政運営をさせていただくうえにあたって大切な事柄ばかりだというふうに思っておりますので、そういった方向で一つ一つ、結果を出すことができれば、決して将来、暗いものではなくて、明るい只見町の、爆発的に人口が増えるということは、それは無理ですが、やはりあの、只見が好きの方、こういった環境に身を置きたい方、働きたい方の琴線に触れて、来ていただける、また定住を、またUターンとか、そういったところに結びつくというふうに思っておりますし、そのように皆様とともに力を合わせて取り組ませていただきたいなというふうに思います。

誠に貴重なご提言ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 答弁ありがとうございました。

私も議会広報のほうで、福島で一番住みたくなる町へと、目指して頑張っていきたいと思っておりますので、今後も只見町、一緒に頑張っていくこと、思っています。

よろしく申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、2番、角田誠君の一般質問は終了しました。

次に、7番、小沼信孝君の一般質問を許可します。

7番、小沼信孝君。

〔7番 小沼信孝君 登壇〕

○7番（小沼信孝君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしまして、渡部町政を問うということでございます。

任期満了となります4年間を迎えられる渡部町政。4年間で最も力を入れて取り組まれたことは何かということ。それから、4年間で大変多くの事業に取り組まれている最中だと思います。ですから、どのようにそれを今後進めていくか。それから町民が最も関心がある診

療所の今後の運営方針についてどのように考えられているのか。当然あの、任期満了ということですから、今後の進退について、当然まあ、4年間やられるということでしょうから、また、それを踏まえてお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、小沼信孝議員のご質問にお答えいたします。

私が最も力を入れて取り組んできたことは何かとのお質しでございます。

これは、人口減少が進む中であって消滅可能性自治体に分類された只見町ではありますが、決してあきらめることなく、人口減少を念頭に置いた持続的な只見町のあり方、言い換えればそれぞれの分野における生き残るための只見町の新たな体制づくりでございます。

私は4年前に掲げた政策目標は、只見町の将来に向かって行動するまちづくりでございます。

そして、その行動原理は只見町の小学生、中学生の学ぶ姿でございます。

できない理由を並べて現状に甘んじるのではなく、目標に向かって、今何をすべきかの発想で考え、みんなで力を合わせて行動することの大切さです。

この姿勢は今までも、そしてこれからも大切にしていかなければならない姿勢だと思っております。

時間は我々のスケジュールに合わせて流れてはくれません。

小沼議員がおっしゃるように、順番を明確にしてから進めることは皆さんのご理解を得て、共感をいただき、ともに行動するという意味でとても大切なことだと思います。

薪エネルギー、駅前複合施設、湯ら里の施設整備は、どれも大切な事業でありますので今後の審議の中でご説明申し上げたいと思っております。

また、朝日診療所の今後の運営についてですが、町民の皆さんには大変な不安をお持ちのことと思います。大変力不足を感じ、心苦しく思っております。

10月からも引き続き福島県立医科大学や各医療機関から医師の応援をいただけることとなりました。改めて診察していただく先生方はじめ関係者、関係機関の皆様にご感謝申し上げます。

現在、福島県や関係機関等とともに、喫緊の現状の体制確保、それから近い将来の体制とそれぞれに応じたあり方を協議しながら進めているところであります。

そのうえで私の今後の考え方を申し上げます。

まもなく、本年12月15日をもちまして、私の1期目の任期が満了いたします。

ただ今申し上げた事柄のほかにも様々、認定こども園であったり、現在、取り組みを議会の皆様のご理解を得ながら進めている最中でございますので、私としては2期目の町政を担わせていただきたいという意欲を持っております。

しかしながら、現在、9月会議の審議中でございますので、この審議の中での説明を尽くし、ご理解を得て議決をいただくということが9月会議のまずもって私の使命だと思っておりますので、9月会議が散会后、終わった後に、後援会と改めて相談させていただきまして、正式な態度を決定させていただきたいというふうに思います。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） ありがとうございます。

後日ということですが、本日、一般質問答弁をする際に、当然、今後の町政を担うということの考えでないと議論になりませんので、その辺はよろしく願います。

まずあの、最も力を入れてこられたことということで、結果、どうだったのか。当然、力を入れられたことはたくさんあると思いますが、その中でやはり、一番力を入れたことの結果、結局、それが今後、結果、どういう、今答弁をされるかわかりませんが、今後に繋がることだと思いますので、ひとつ、その結果をどういうふうに評価されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほど答弁させていただいたように、只見町の将来に向かって行動するまちづくりという政策目標を掲げ、そのために生き残るためのそれぞれの分野での体制づくりということを申し上げてきました。

その中で大きく五つ、私は選挙の公約の時も示してまいりましたが、一つには、みんなが住みたいと思う魅力的なまちづくりということでございますし、次に、誰もが安心して住めるまちづくり。そして、三つ目として、関係人口を増やすまちづくり。四つ目として、子どもがたくましく育つ、子育てしやすいまちづくり。五つ目として、みんなに役割があり活躍の場があるまちづくりということを掲げておりまして、その中にまた詳細ありますけども、診療所、医療の面におきましては、率直に申し上げて後退しているということを認めざるを

得ません。様々な事情があるとはいえ、常勤医師の確保の見通しが今だ立っておりませんので、非常勤の先生方の応援を医大や各医療機関等から応援をいただきながら平日の日中の診察を行わせていただくということでもありますので、この点は先ほども申し上げましたように、住民の方々に大変なご不安を与えているということで、このことは喫緊の課題だというふうに思っております。

併せまして、その医療関係で言わせていただければ、この期間中に民間の事業者の新たな介護タクシー運行事業がスタートしました。介護タクシーにつきましては、従前、只見町にはありませんでしたので、町からの支援制度を創設しまして、介護タクシーが民間でスタートできたということはまずもって民間の方々のご努力も含め、有難いし良かったなと思っておりますので、引き続き、これが持続的にできるような支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

と当時にこれ、町長という立場でもありますし、また、広域圏の消防本部の管理者、当時、交渉等に関わりましたが、これもあの、地元地権者並びに長浜集落の方々、関係者の方々の深いご理解とお力添えをいただきながら消防署の只見出張所が先般、新しく開所したということが当初から携わらせていただいて、皆さんの、議員の皆さんのお力もあり、ご理解があって開所できたことが良かったなと思っておりますし、併せまして、非常に厳しい救急体制の中でコロナ禍の中で救急搬送が増えて、消防職員が大変な環境の中で救急搬送業務されておられました。このことで全て改善するわけではありませんが、消防職員の定数改善ということで、これは広域圏の議会の議決によってなったものでありますが、当時、88名の職員定数が現在100名に定数が改正になりました。これも管理者当時、提案させていただいて、広域圏議会の皆様のご理解を得たということで、一挙に100名になるわけではありませんが、何年かかかりますが、88から100名の定数になったということがございます。

それからあの、町の体制で申し上げれば、当初、町の振興計画にあるように、まちづくり会社ということを標榜しておりまして、現在もそれをあきらめているわけではありませんし、また、振興計画に載っているわけですから、それは議会の議決を得ている者でありますから、目標は下げる必要はないと思っておりますが、そのまちづくり会社、ただ、それを進めるにあたって議員の皆様から一挙にそういう方向で大丈夫なのかと、具体的な、総論はいいけど、具体的に従業員の不安や様々な面から、もっと慎重に、それぞれの組織が改善できる点を改善してからでも良いんじゃないかという、大変貴重なご意見をいただきました。ので、そうい

ったご意見も改めて受け止めさせていただきまして、一挙にまちづくり会社という手法は取らず、季の郷湯ら里におきましては従来、社長が町長ということで、創立以来、そうやってまいりましたが、今般、今年5月の株主総会・取締役会を経て、民間で会社を経営なされている経営手腕のある民間の方に代表取締役社長に就任していただきました。

それから、もう一つは会津ただみ振興公社という第三セクターで、そのほかに観光まちづくり協会という一般社団法人ありましたが、様々な事情から一般社団法人只見町観光まちづくり協会は解散なされました。そういった中で、いずれも役割としては大事な事柄をやってこられたので、その辺をどうしたらいいかということは議会の皆様とも相談させていただきまして、これも本年度から只見町観光公社としてスタートさせていただいたところでございます。社名が代わったから一緒に改善が図れるとは当然思っておりませんが、従来の体制から観光公社は執行役員体制ということで、小さな会社ではありますけども、そのように改めさせていただいております。

またあの、福祉面で言えば、新たに青年後見制度の利用促進室を設けて、高齢化社会を迎えるにあたって、青年後見制度の利用促進ということで関係者の方々に特にお世話になってますけど、そういった意識づけでスタートした。

それから子どものことで言えば、一つは給食費の無料化をさせていただいておりますし、先ほども申し上げておりますが、来年4月を目標に、只見町認定こども園を創設すべく、現在、話し合いをさせていただきながら、教育委員会が中心となって、その準備をさせていただいております。

それから、昨日も全員協議会の中で限られた時間ではございましたが、今後の薪ステーションが完成したということで、次は薪ボイラーの導入、あと地域での薪ストーブの活用助成。そうすることによって只見町の十分活用されていない森林資源を活用し、地域の経済にも貢献し、循環を促して、大きく言えば低炭素社会に貢献するという取り組みを現在進めております。

併せまして、只見駅前複合施設整備につきましても、観光面と町民のための駅を併設した複合施設を創りたいということで、説明、昨日、不十分だったかもしれませんが、その方向性はご理解をいただけたのかなというふうに思っておりますので、今後は高齢化社会、買い物、様々な事業承継の問題含めまして、それとアウトドアフィールド拠点も複合的な施設整備をしていきたいと思っておりますので、終わったことと、今やりたい、やっている最中の

話と、いっぺんに混ぜて話してしまったんで、わかりにくかったかもしれませんが、一端を申し上げればこういったことがあるというふうに思っております。

また、教育委員会中心で、現在、小学校の在り方検討会も検討してもらってますし、その検討結果によって、また議会の皆様と協議して次の方向性を見い出させていただいております。

また、春から、医療・介護・福祉の在り方検討会を、これも保健福祉課中心に開催しておりますが、これもあの、何も診療所のことだけではなかったんですが、当初の医師確保の問題が急遽、大きく出てきましたので、医師確保の話で今ほぼほぼ終わってますけども、これもあさくさホーム含め、介護施設が数字上は待機者があるんだけども、実際、順番がくると入所していただけないということは本当に表面上の待機者であって、本来の意味の待機者なのかと、様々なご事情があるんで、それはやむを得ないと思いますが、そういった中で介護施設のあり方含めまして、医療・介護・福祉の在り方検討会のご報告をいただいた後に、また議会の皆様と協議して、様々な方向性を見出していきたいということで、すみません、分野がごちゃごちゃになりましたが、そういった事柄の実績といいますか、結果と、あとこれから進めていかなければならない事柄を順番なく申し上げましたが、何卒お受け止めいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 多岐にわたって取り組まれたこと、それから今後のことということですが、当然、先ほど申されたように、この次も町長になって、しっかりと町政運営をしたいということに捉えてお話をしますが、今の話の中で五つのことがあった中で、安心して暮らせる町ということで、一番、今、町民の方が感心、というか懸念されているのが診療所の問題だと思います。

ここにさっとしか書いてありませんが、診療所の今後の方針ということですが、今も若干お話されましたが、やはりあの、医師を確保することに対してしっかりと取り組んでおられるということは、これはわかります。それで医師がいないということもわかります。ですが、その中でもやっぱり、例えば一人暮らしの方が、こんな話で良いのかどうかわかりませんが、看取りということで入院をさせていただきたいということがあっても、現在の状況だとできないと。やはり、今後の話をした場合に、町長としてやっぱり今後の診療所のあり方として、看取り入院をさせて、例えばまあ、それは1ヶ月のものだか、半月のものだか、わかりませ

んが、そういったこと。で、やはり看取りということですので、できれば近くで、家の近くでということをお望みしております。そういったことについて、どういうふうに関心されるのか、まずあの、今後の4年間ということ、ということではなくて、町として、町長として、どう考えられるのかお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、小沼議員がおっしゃっていただいたことは本当に切なるお話で、本当に、いつ、誰が、どこで、どうなるか、本当、喫緊の課題だというふうに思っております。

少しあの、南会津郡単位で考えますと、南会津の町村会4町村で、南会津病院、二次医療機関ですが、従来、コロナ前から、前町長当時から、そういった要望はされてまして、介護療養型の、そういった病棟をお願いしたいということを南会津町村会で要望してきました。それがコロナがあつて、その話が検討が進まなくて、コロナ後になって南会津病院に、そういう急性期の方でなくて、そういう慢性期の方といいますか、介護型のそういった病室が14室だったかな、14室できましたので、まずは南会津病院でそういったことを受け入れるという体制は、郡レベルで考えればできたと。部屋についてはそういったことあります。ただあの、町については、やはりそれは今一番大事な問題だと思っておりますので、現在、保健福祉課、診療所を中心に先生方と、私も時々、来られた先生方、診療所にお邪魔して、いろいろ意見交換、限られた時間ですが、させていただいております。またあの、実は本日も夕方から、ある先生と、ZOOMになりますが、意見交換するという予定を組んでおります。やはり、その先生方のご意見を様々いただいて、これもあの、只見町から離れますが、旧伊南村の伊南地区も、小野木先生が閉院されまして、伊南地区にお医者さんいなくなったと。そうなってくると、いろいろ考えるとやっぱり、只見町もそうだけどいろんな方に相談すると、南会津西部地区全体がそうじゃないですかということを先生方から言われます。ですから、只見町の要望もそれは大事ですけど、南会津西部地区含めた全体の、やっぱりそういったネットワークというか、そういうことも含めて考えていくという視点が必要ではないでしょうかということも何人かの先生にも言われております。

その辺、はっきりした歯切れの良い答弁になりませんが、施設としては診療所の2階、空間としてはあるわけですし、あとは今、こぶし苑もそういった意味で職員の方、懸命に頑張っていると思いますので、そういった今ある施設的なハードの医療資源と、人、介護職

の方とか、看護師の方とかいらっしゃいますので、そういった中の人的資源を含めて、まさに検討会含めて、町のどういった仕組み、お医者さん来てもらうのが一番で、それは確保を、引き続き努力しつつ、そして、その在り方をどういうふうにつくっていくかって、まさに今それを構築しようとしている渦中でございます。昨日ですか、昨日も保健福祉課長が県のほうの医療人材対策室のほうといろいろやりとりまして、次の段階の取り組みも今、課長レベルで今やってますので、今ここで全部お示しすることがなかなか叶いませんけども、いずれ、そういったことも含めてご説明させていただく機会あるかと思えます。ので、議員のご質問にしっかりと答える答弁になっておりませんが、その辺の看取りのところが一番だということは、まさにそう思っておりますので、その辺は近々、その方向性をお示ししたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 今後の話は今わかりました。ただ、私が聞いたのは、町長として今後、そういったこと、例えば今話した看取り入院だけでもできないのかという話をしたときに、町長の考えとしてどうあるべきなのか、どうしていきたいのかと、そういうことをお聞きしているわけですので、前段の話はそれで何の異論もありませんが、町長として、そういった取り組みというか、今後の方針を、どう考えられるのかと、そこをお聞きしているわけですのでもう一度お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） これはあの、医師、全ての応援に来ていただいている医師、関係のほうとまだ確認、その方向性は話してますが、ここで私が断定して言うのは、この後、いろいろ混乱を招いてはいけないと思いますが、基本的な考え方としては、やはりあの、南会津病院、日中であれば、平日の日中であれば、朝日診療所ということになります。ですが問題は、土日とか、夜間とか、ということになれば、施設の入所されてる方は施設の職員が南会津病院まで、夜、大変ですが、そういったことであったり、一般の方だったら119番通報で、消防署ということになります。ので、なかなかその辺のところは今、診療所で、看取りを平日の日中以外に、当日中にすぐ看取りをできる体制というのは今構築できておりません。ですから、どうしたいのかといえば、看取りしてもらえるようにしたいということですが、それはお医者さんとの関係性の中で生まれてきますから。

あともう1点、今、消防本部と、ちょっと質問、そんなこと聞いてないと言われるかもし

れませんが、救急搬送の点で、例えば只見出張所の救急車が会津若松に行ってしまったと。そうすると、単純に言って往復4時間。そして、もしかすると5時間かかると。5時間、救急車、空白。と、通常であれば伊南から救急車が来ますが、ですが、そうなってくると、その後、より重度な人が、例えば救急搬送の時にタイムラグが大きくなってしまふ。今、消防本部とどういう話をしているかという、南会津病院含めて話してありますが、救急車のリレー方式ということで、只見出張所の救急車は南会津病院まで行くと。でまあ、重篤で一刻を、救急ですから皆さん、一刻を要するんですが、そのまま行ったほうが良い場合もあるんで、いつもいつもではないんですが、とりあえずしたうえで、そのうえで場合によっては南会津消防本部の救急車が若松に向かって、只見出張所の救急車は田島から帰ってくると。そうすることによって、只見町の救急車の空白時間を短縮できないかということも今、消防本部含めて今協議してますので、そのことは今、ご質問にはごさいませんが、様々取り組んでおりますので、気持ちとしては朝日診療所で看取りができるということが一番望ましいとは当然思っておりますが、それが医師確保、様々な法的なこと含めてどこまで可能なかは、先般もその常時かかっている人でお薬の状態が確認できる人であれば、看護師さんが行って、看護師さんとのやり取りの中でZOOMで、その可能性の話はありますけど、まだそこまで確たるものになっておりませんので、大変あの、申し訳ありませんが、偽らざる現在の状況はそのようになってございます。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 当然、立場上、いろいろなことをおっしゃられれば、そういうふうに動くのかなと思いますが、ととられると思いますが、やはり町民はそんなこと思っておりません。やはり町長にしっかりと、こういった方向でやっていきたい、やっていきたいということです。必ずできるということではなくて。そういった方向でしていかないと町民が困るということを言われてるわけですから、町長として、やはりそういったことをしっかり取り組むというか、そういう姿勢が必要だと思います。そういったことが。ですから、その部分を聞いてるわけですので、再度となりますが、もう一度、今後のあり方について、最低限の部分でございませう。これは今、消防、救急車の話もされました。当然、救急車、足りないという感じになってくるのは当然あると思います。ですから、そういったことの取り組みというのは非常に大切ですが、やはりあとは、再三申しておるように、この後の質問にも話をしようかと思ったんですが、町民への周知が非常に遅い。それから、全て決まっています

れるということで、町民も非常に不安になっているということがありますので、やっぱり町長としてやはりこうやっていく。例えばこの診療所の問題でも町民から聞こえてくるのは、町長の声がまったく聞こえてこない、そういったお話を今朝もされてきました。ですからやっぱりそういったことを町長の声として、町長はこうやっていきたいんだと、こうするべきなんけども、ただ、現状はこういうことですよということをしつかりと町民に伝えないと、やっぱり、今後やっぱり町民が不安になる原因になると思いますので、その辺をあの、話してるわけで、こう町長が言ったから、必ずそうなるんだろうか。よその人達がまあ、その人というか、関係機関の人が、只見町町長がそう言ったから、これはなんとかしなくちゃならないといってもらってやってもらうには良いんですけど、なかなかそうはいかないのが現状だと思いますので、その辺のことを言ってるんでなくて、やはり町長としての考え方、在り方というか、町民に対するメッセージの仕方、そういったことが必要じゃないのかなということでお聞きしているわけです。もう一度お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

私としては今、小沼議員がおっしゃったように、看取りができる体制というのは、それはそういったことは望ましいし、そうできるように今努力しておるつもりでございます。ですがそれがどうしても、立場上、という言い方がまた、どういうふうを受け取られるかわかりませんが、話した以上は、ある程度、それが実現できるということも当然期待されますので、今はそれに向かって努力しているということで、その段階でございます。本当に気持ちとしては、それは強く願っております。ので、様々な関係者の方々とお話して、実情をなかなか公の場で話ができないようなことも含めまして、非常に難しさのある話も聞いておりますが、それは目指していくということでございます。ので、情報足りないということにつきましても、先に広報ただみで、縷々、広報ただみ町長室っていう一番最後のほうのページで書かせてもらったら、やっぱり町民の方からも、いや、今の話を聞きたいんだと。近い将来、八十里が通った時に、云々かんぬんという話じゃなくて、今の話を聞きたいんだということも言われてますし、あとは町民の方からも匿名のお手紙いただいて、いろいろご意見もいただけてます。ので、そういったご意見も踏まえながら、しかるべきときにその発信をしていきたいなというふうに考えておりますので、声が届かない、特に診療所に関して少ないということにつきましては、今いただいたご意見を受け止めて、やはりある程度見通しの立った話を

させていただきたいというふうに考えておりますので、今日のところはその方向を、看取りについては目指していきたいという考え方を持っているということをはっきり申し述べさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 非常にお答えしづらいことを聞いてるということは重々承知でございますが、やはり町民の方は、町長がそれについてしっかりと努力して取り組んでいくという姿勢を言ってもらえることがやっぱり一番良い事だと思って待ってるわけでございますから、そこをあの、政治家としてしっかりとした話をさせていただくと。これは当然のことだと思いますので、その以外の事もたくさん、いろいろ問題が事業の中で出てきていると思いますが、これもまったく同じことで、町長が、こうしたいんだ、こうするにはどうやって努力をしていって、こう努力をしていくんだということをしっかりと話しないと、たぶん、そうしたいのはわかるんだけど、本当にやってけやるんだらうかという話になってしまいますので、その辺のことを重々、当然分かっていらっしゃると思いますが、考えてお話をさせていただきたい。町民にできるだけ早めにお知らせさせていただきたいと思いますのでよろしく願います。

診療所の件についてはとりあえず置きまして、それ以外の事、昨日も全員協議会等でしっかりと当初予算に上げたいということをおっしゃった事業もございます。ですから、ということは当然、町長、またこの次、続けていきたいんだということの表れだと思って聞いておりました。ですからやっぱりその事業のあり方について説明をするに、昨日の薪ボイラーの件でございますが、令和5年度、昨年の当初予算に計上されてたものが、何故今なのかという話を昨日もさせていただきましたが、実施設計が今年の8月ぐらいに出来上がって、こういう時期になったという説明でございますが、やはり、話を聞いていると、昨年の当初予算ですから、3月ですが、そこから今まで、なんでこんなに時間かかったのかなと、いう単純に疑問でございますが、やっぱりそういったこと。そして、決まったからといって9月に出さなくちゃならないのか。これは10月でだめなのか、11月でだめなのかとあって、単純な話を昨日もさせてもらいましたが、そういったことについて、どういうふうに考えて流れを今後修正されるのか。今までどおりにやられるのか。ちょっとそのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　じゃあ、私のほうから基本的な考え方を申し述べまして、その後、担当課長のほうから実務的なところを話しさせていただきたいなと思います。

私のあの、2期目に、先ほど意欲があるということをお願い申し述べましたが、やはりあの、低炭素社会、大きく言えば。町で言えばユネスコエコパークに登録になった町ということで、やはり森林環境の改善、併せまして、森林活用を促す仕組みづくりが必要だということで、また、様々な化石燃料の使用の低減を図るということで、薪ステーションを既に完成させていただいておりますが、今後、季の郷湯ら里に薪ボイラーを導入し、さらにその後、様々な活用をしていきたいと。さらに活用を広げていきたいというふうに考えております。そういった中で、参与であります紙谷参与のほうからも、何回か、直接、技術的なこと含めてご説明いただいて、その方向性はご理解をいただいたので、それぞれの予算を可決していただきました。最終的にその季の郷湯ら里につきましても、保養センターとの比較、老人保健施設こぶし苑との比較で、どこの場所が良いかということで候補地、三つに絞って検討した結果、最終的に季の郷湯ら里、スケールメリットも含めましてあるということになりました。そしてその後、位置がどこがいいかということで、駐車場のところか、もう少し国道寄りとか、いろいろありましたが、様々な観点で協議しまして、その中で湯ら里の新社長も含めまして、関係者も含めまして協議した中で、昨日説明させていただいた場所が、様々な事情はあるにせよ、効果的だということで位置を確定し、それによって設計会社のほうが設計して、その仕上がりが当初よりも遅くなってしまったということでございます。

それに併せまして、県の補助金の関係もありまして、今の流れになっているということでございますので、まずはそのことをご理解いただきたいなというふうに思います。ので、あとは農林建設課長のほうからお願いします。

○7番（小沼信孝君）　議長、ちょっといいですか。

○議長（佐藤孝義君）　はい。

○7番（小沼信孝君）　町長の方向性、事業を進める体制の考え方、方向性を聞いているので、別にあの、何故、遅れたかという話を担当課長に説明いただかなくても結構なんで、町長に今後、どうしていくのかということをお願いしたわけですので、事業が何故、そんなに遅れたかということに対して言ってるわけでなくて、やはり今後進めるにあたって、こういう同じようなやり方をするのか、そういったことを問うてるわけでございますので、私はあの、担当課長の説明はいらなくて、町長から今後のことについて、同じように進められるのか。ほ

かの事業もいっぱいあるわけでございますので、そういったことを問うてるわけでございますから、その辺をご理解いただいて答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私といたしましては、冒頭申し上げましたように、やはり只見町が生き残っていくための様々な分野での体制づくりが必要だと思っております。ですから、本当にあの、人口減少を緩和させる政策も必要です。Uターン・Iターン。先ほど角田議員からもご質問いただきました。そういった政策、住宅も含めて必要だというふうに思っておりますが、残念ながらやはり、人口減少は当面続くんだろうなというふうに思っておりますので、そういった政策は進めつつも、やはりあの、幼児教育でいえば認定こども園とか、様々なことをやっていたいかなければならない。

そういった中で、やはり森林、せつかくの、昭和40年代に、当時、3億円以上の公有林整備事業債という借り入れをして整備した、当時8パーセント近くの金利でしたが、将来にとって良いはずだということで昭和40年代、44・5年の頃やってきましたが、結局、なかなか活用がままならなかったということで、その後、3.5パーセント程度の利率の借入金に借り換えして、金利負担の低減を図ったという時代もございますが、それも金利負担の低減のやり方でありまして、財政的な見地からで、抜本的に森林をどういうふうに活用していくんだということまでは残念ながら至ってきませんでした。そういった中であって基本は町産材とか、木材の利用促進を図りましょうということで、議員の前議会構成でも、その前の議会構成でも、町長もその前も、皆さん、ご努力されて、様々な支援制度、補助金制度やいろんな取り組みを懸命になされてきましたが、そういった中で現在に至っております。勿論、用材で使えたり、様々な活用が図られれば、それが一番だということはわかりつつも、全てが全てそういうわけにはまいりません。そういった中で今は熊とか、サルとか、イノシシとか、最近ではシカとか、いろんな被害が増えておりますので、そういった獣害対策であるとか、あとはその環境の問題含めまして総体的に考えた時に、やはり今まで手を付けてこなかった木を伐採して活用していくという出口の考え方として薪ということを考えたわけでございます。実際、木質バイオマス発電のお誘いも数社からありましたが、木質バイオマス発電ですと、ここで発電するわけじゃありません。基本的には。そうすると、山をこう、全部、伐採されてしまって、結局、裸地といいますか、裸山が残ってしまうということになりますので、やはり町としては木質バイオマス発電ではなくて、シンプルですが、薪をそのま

ま活用していこうという考え方で、それはユネスコエコパークの精神にも合致しているということで、そういった方向性を定めさせていただいて、やらせていただきたいということで今までも設計費等の予算も可決していただいて現在に至っているわけでございますので、昨日、全員協議会で説明させていただきましたし、その前も担当委員会のほうには説明させていただいておりますが、そういったことから是非ともご理解いただき、今後は、昨日、議員のほうから、その冬期間の工事、雪がいっぱい降るところで、なんでわざわざ冬期間にやるんだということのご質問もありましたが、願わくば、本当に日の高い、冬場でないほうが良いということはわかりますが、様々な事情から今の時期になってしまったということをご説明申し上げましたので、是非この後は、その追加で予算を提案させていただいて、是非ともご理解いただき事業を進めさせていただきたいと。そして、その後、導入後は、他の施設とか、町民の薪利用の促進とか含めて、森林活用を図っているユネスコエコパークの町に相応しい、先進地としての取り組み、多市町村からも視察に訪れていただけるような、子どもたちに後世、負担残さないように、やはりこの取り組みは誇れる取組だったというふうに思ってもらえるような事業にさせていただきたいというふうに考えておりますので、是非ご理解とお力添えをお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 私の質問の仕方が悪くてまあ、そういったふうに捉えられたのかなと思います。私の言葉足らずで申し訳ありません。

私の言ってるのは、そういった事業、今、薪ボイラーの事業で、そういった、昨年から今年にかけて、この8月末からの昨日までの件、そういったその流れ、議会に対する説明の仕方、そういったのは今後もそういった形で進められるのか、今後はそういったやり方でなくてしっかりと議論をしていただけるようにしていきたいということをおっしゃるのか。そういったことを問いてるわけで、特に別に薪ボイラー、それから木質バイオマスとか、そういったことでなくて、議会に説明の仕方、それから何故、事業がそんなに遅れてしまうのかということ、そういったこと単純にお伺いしただけなんで、町長の考えとして今後の議会への説明の仕方、そういったことをどう考えられるのか、そこをお伺いしたわけでございますので、もう一度お願いします。

簡単をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 申し上げます。

私としては、なるべく率直な意見交換、我々も簡潔な説明をしたうえで質問いただいて、それに答える。答えられないものは研究して、より良い方向を見出していくという姿勢ですので、基本は、本当にあの、議会基本条例にある、善政を競うという姿勢だと思います。ですから、町長は提案させていただいて、議会の皆様に議決いただくという立場ですが、前も申し上げましたが、町長は提案権ありますけど、議決権は皆さんにありますので、やはり率直な意見交換することが大事だと思っております。ただあの、委員会には基本、課長並びに相当職が出席しておりますので、私も課題によっては、委員会ですが、私も出席の許可をいただいて説明させていただいておりますので、やはり、なるべく率直な意見交換して、より良い方向性を見出していきたいという考え方でありますので、そこはあの、改めてご理解いただきたいなと思っております。

ただ、昨日も、全員協議会の話して恐縮ですが、4番議員からもご質問いただきましたが、どこまでがこう、了解されたのか、聞き終えたのかとか、いろんなその辺の、なんていいますか、意思疎通のところで了解いただいたと思って帰ってくると、いや、それは聞き終えたというところで了解まではいってないとなってくると、なかなか、それは出席した職員の理解の仕方によって、その後、その若干の齟齬がそのまま本会議にいつてしまうと大きな齟齬になりかねませんので、その辺のところは我々も反省するところは反省しつつ、説明に意を尽くしたいと思っておりますが、決してあの、なんといいますか、率直な意見交換して只見町がより良くなるように、振興していくようにというところの一念は、やはり議員も私も一緒ですし、皆さんも一緒だと思いますので、なるべく率直な意見交換を、データの開示含めましてさせていただきたいと思っておりますので、態度としてはそういう考え方に聊かも変わりありませんが、それが実際、審査の中でいろいろあるとすれば、その辺はやはり、ご教授いただいて、我々としても改善図っていきますし、より良い審議をしていただけるように説明も尽くしますし、資料の提供もするという態度でございますので、その点のところはどうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 是非とも、今おっしゃったような態度で今後進めていただきたいと思っております。

また昨日の話で申し訳ありませんが、これは具体的にお話していただきたいと思っておりますが、

湯ら里の源泉の話、それから施設改修の話をされました。源泉については来年、当初予算に上げたいというお話をはっきりされました。ですが、施設改修については、会社のほうと相談してということで、どうされるかお話をされませんでした。やっぱり施設は町の持ち物でありますし、湯ら里というところの。町としてその、細かい話をするんじゃないで、やはり前々から言っておりますが、順番を持って、こういった施設改修を今年度はしていきたい。来年度はこういったことを取り組んでいきたい。将来的にはこうしたいという話をするのが町の姿勢だと私は思っておりますが、そのことについて町長はどういうふうに考えられて昨日のような話をされたのか。それからあの、今後4年間、また町政を担うにあたって、しっかりとやっぱり方向性を出す。順番は何なのかということをはっきり出すのが町長の仕事ではないのかなと私は思いますので、その辺もう一度お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 温泉掘削の件は昨日申し上げたとおりで、今、改めて議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。

その施設の改修につきましては、何回か申し上げておりますが、満室だけでも満員でないという状態がありまして、和室10帖の部屋に一人だったり、ということがありますので、コロナ以降、特にそういったことがありまして、満室だけでも満員でないということで稼働率の難しさがありますので、それを例えば洋室に変えてキャパを増やすとか、そういった改修は必要ですし、当然、劣化したところは更新改修必要ですので、そういったことはやっていかなければならないというふうに思っています。

そして、なんで今の時期になったかということは、新社長が民間の経営者による新社長に代わって、8月21日でしたか、1回目の取締役会がありまして、その中でその温泉と部屋の話、2点、その場で協議させていただいて、新社長からも当然必要だということの意見が公式の場であって、そういった意見の中で町としても当然やっていきたいと思いますということで、その話し合いの結果を受けて、昨日、話させていただいています。それまで何故かということにつきましては、これは前議会構成の時の話なんで恐縮ですが、やはり、今も大変厳しい経営状況ではありますが、やはり、町長が経営手腕といいますか、経営の勉強してない、民間の、町長が社長で大丈夫かと、現場任せではないかということ、創業当時からずっと、度々話になってましたが、なかなかそれができなかったということで、その経営体制がしっかりしない中でさらなる設備投資大丈夫かという話も過去にはありましたので、まずはその経営

体制、一人で全てできるということでは勿論ありませんけど、まずは会社のトップがしっかり、経営の能力の高い方が入っていただいて、ご就任いただいて、その方の下にやはり経営していただくという経営体制を構築させていただいて、議会の皆様にご理解いただいたうえで、そこに設備投資をしていくという順番だというふうには私思っておりましたので、それに先んじて温泉掘削の話とか、部屋の改修の話はいかがなものかなというふうには、私の解釈が間違っていたかもしれませんが、私はそのような解釈で進めてきましたので、今の時期になったということでございます。ですから、施設改修整備についても取り組んでいきたいと思いますが、昨日申し上げましたのは、その現場の、何月頃がいいのか、どこまでやるのかという、そこら辺の時期の問題があるという意味で申し上げただけで、それをやらなければならないという考え方には変わりはありませんので、是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 時間も無くなりますので、最後の質問をしたいと思います。

是非とも今の件についてはしっかりとした考え、方針を出していただいて、新社長の期待に応えられるような取り組みを町として支援していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後でございますが、非常に小言のような話で申し訳ございませぬが、先ほどもちょっと触れましたが、やはり町民に対する周知の仕方が遅い。それから悪いという批判が非常に多くございます。やはりそういったことに対して、今後、そのいろいろなこの事業あったり、診療所だけでなく、いろんなことに対して、町としてしっかりと対応していくという考え方を最後にお伺ひして終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど言われました、大切な町政の課題、取り組みの考え方については、速やかに情報開示、説明ができるように努めていきたいと思ひます。ただしあの、言い訳のようになりますけど、医療に関しては、なかなかあの、県の情報解禁日というのがあって、我々には情報はきても、解禁するのは来月1日まで待つてほしいとか、いろんな様々なご事情があると思ひますから、それを良い・悪いと言っているのではなくて、そういったことで情報解禁日の指定がありますので、そういった実情があるということはひとつご理解いただきたいと思ひます。ですが、そういった中でも可能な限り、速やかに説明、開示すべきだというふうには思っておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

また、それ以外につきましても、取り組みの方針、特に湯ら里の進め方については、今の時期になってしまったということは、今までの流れも含めて説明させていただきましたが、なるべく速やかに方向性、こうしたい、こういった考え方だから、この方向をご理解くださいという情報発信は大切だというふうに思ってますし、今改めてご指導いただきましたので、そこはしっかりと受け止めて、努力してまいりたいと思います。

貴重なご提言誠にありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） ありがとうございます。

しっかりと情報開示等していただくということが、町民が安心して生活していくための一つの手段だと思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

これにて一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、7番、小沼信孝君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始時間は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後12時58分

○議長（佐藤孝義君） 皆様、お集まりのようですから、午前に引き続き会議を開きます。

その前に、発言される方をお願いします。

議事録作成時やインターネット配信の際に発言内容が聴き取れないケースが多々ありますので、発言される際はマイクに近づき発言してください。電話が入っておるそうですから、お願いします。

一般質問を続行します。

9番、矢沢明伸君の一般質問を許可します。

9番、矢沢明伸君、登壇願います。

〔9番 矢沢明伸君 登壇〕

○9番（矢沢明伸君） 9番、矢沢明伸です。

通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問は2点あります。

まず1点目ではありますが、農用地の耕作放棄地対策についてであります。

質問の要旨ではありますが、只見町でも高齢化や後継者不足による農業人口の減少によって農地が耕作されず放棄されることが多くなり、町内各集落に荒廃農地や耕作放棄地が散見される状況が見受けられます。

このような現状では、雑草が生い茂り、地域、集落の景観を損なうことばかりでなく、集落の人家の近くまでサル、イノシシ、クマなどが出没し、有害鳥獣に農作物を荒らされる被害が多くなっております。今般、10年後に誰が農地を利用するのか、只見町の今後の農地の担い手、農業の方向を目標地図に示す地域計画の策定が始まっておりますが、現状の耕作放棄地等の対策が今後の農用地の保全、管理の大きな課題であると考えます。

このような耕作放棄地等の現状をどのように捉えていただけるのか。また、どのような対策に取り組んでいるのか。今後の対応、方針等を含め町長の考えをお伺いします。

耕作放棄地については、農地の所有等の問題も大きな要因との指摘もありますが、町としてどのようなことで捉えていらっしゃるかお伺いします。

2番目の質問ではありますが、渡部町政の政策目標の実績、評価と進退表明についてであります。

渡部町長は令和2年12月に就任され、翌新年の挨拶に、只見町の将来に向かって行動するまちづくりとして政策目標を掲げ、さらに五つの指標をお示しされ取り組まれてきましたが、この4年間の政策目標の実績、評価についてお伺いします。

また、11月には町長選挙が予定されておりますが、進退表明をいつされるのかお伺いします。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 9番、矢沢明伸議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農用地の耕作放棄地対策についてであります。

矢沢議員お質しのとおり、高齢化や後継者不足による農業人口の減少により、耕作されない農地が畑を中心に散見されるようになってきており、今後の農地管理、とりわけ景観、生

活環境への影響、鳥獣被害などが懸念されております。

有害鳥獣による農作物被害対策につきましては、鳥獣害被害対策実施隊によるパトロールの実施のほか、町の農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金などによる支援を行ってきたところではありますが、対策の一つとして、有効な緩衝帯整備推進のための制度を拡充したところでもあります。今年度は8集落において緩衝帯整備に取り組まれる予定であり、県の里山山林整備事業においても9集落で緩衝帯整備を実施される計画になっております。

また、南会津農林事務所では、塩沢・十島集落をモデル集落に設定し、鳥獣被害防止の取り組みを進めており、初年度は被害状況の把握としての集落環境診断を行っております。

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまで地域農業の将来の在り方を示した、人・農地プランから、法定化された、地域計画の策定が求められ、各集落での協議の場において、およそ10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図の作成を行っております。

その協議の中で、今後も担い手や地域によって守るべき農地と、生産性が低い、受け手がいない、水利が悪い、土地条件が悪いなどの理由で、地域計画の区域外にする農地について話し合いが行われており、地域計画区域内における耕作放棄地の解消策や発生防止策についても話し合いが行われております。

耕作放棄地の解消や発生防止の施策として、担い手への利用集積、基盤整備による土地改良・区画の拡大、農地を集落等で共同で管理する取り組み支援などが考えられますが、一部の集落においては集落営農組織を立ち上げ、耕作放棄地解消のためにソバの作付けに取り組んでおりますので、そのような先進的な事例を他の集落にも紹介し、耕作放棄地の解消、発生防止に取り組んでまいりたいと考えております。

農地の所有等の問題については、不在地主が増え、さらに世代が代わり、所在地を把握していなかったり、また未相続農地なども増えてきているのが実態であります。このような状況を踏まえ、国では所有者不明土地の発生予防のため、不動産登記法を改正し、相続登記をすることを法律上義務化し、罰則規定も設けたところであります。

町としましては、農地一筆ごとに所有権があり、即効的な施策を提案できるのではありませんが、地域計画内の農地については、集落内合意によって行われる耕作放棄地解消に向けた対策を支援し担い手へと集積してまいりたいと考えております。

また、その他の農地を含めた農地所有については、町内在住の縁故者や農業者への所有権移転で町民への集積を図るなど、今後の農地管理が容易になるよう誘導していければと考え

ております。

高齢化や後継者不足による農業人口の減少による人手不足が顕著になってきており、耕作放棄地を解消することはますます困難になってきているのが実状であります。農業生産活動再開に向けた解消策だけでなく、前向きな課題解決策とは言えませんが、背丈の伸びない被覆植物のグラウンド・カバープランツなど、永続的に労力をかけず、景観、生活環境、鳥獣被害対策に有効な様々な施策なども研究して耕作放棄地対策にあたってまいりたいと考えております。

次に、渡部町政の政策目標の実績、評価と進退表明についてというお質しでございます。

議員からご質問いただいたとおり、私の政策目標は、只見町の将来に向かって行動するまちづくりでございます。

これにつきましても五つの指標をご質問いただいております。改めてみんなが住みたいと思う魅力的なまちづくり、誰もが安心して住めるまちづくり、関係人口を増やすまちづくり、子どもがたくましく育つ子育てしやすいまちづくり、みんなに役割があり活躍の場があるまちづくりという五つの指標でございます。

この政策目標に掲げた中での、まず実績と評価ということでございますが、先ほども議員にお答えした点がありますので、重複するかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。特に医療問題、診療所の医師確保の問題につきましては逆に後退してしまっているということで、様々な要因はあるとはいえ、ここは責任を感じておりますし、町民の皆様にご不安をお与えしていることを深くお詫び申し上げます。引き続き、県並びに様々な医療機関、関係機関等々、皆様のお力をお借りし、常勤医師の確保につきまして努力していきたいというふうに考えております。まずもって10月以降も非常勤とはなりますが、医師の派遣をいただけるということで、平日につきまして診療所で医療ができないという体制は引き続き回避できますので、その点をご報告させていただきます。

また、第三セクターの改革に向けた体制の整備であるとか、社名の変更、そういったことにつきましても、まだ、その方向性をご理解得てスタートした、もしくはスタートしようとしているという段階でございます。

また、先ほどもご質問いただいておりますが、豊かな森林資源の活用が、豊かな森林資源があると言いながら、なかなか出口戦略が見えない中で、森林活用を図っていく。それが低炭素社会の、微々たる努力かもしれませんが、その姿勢を示して、子どもたちに地域を愛し

てもらおう、そして、将来にわたって子どもたちの負担を残さないような低炭素社会の実現の薪ボイラーの推進、導入を図っていききたいというふうに考えておりますし、国道289号線八十里越道路が令和8年の秋頃から令和9年の夏頃までに、当面、暫定ではありますが、いわゆる春から秋までは通行できるという発表が昨年冬の冬に国土交通省並びに福島県・新潟県のほうから発表がありましたので、まずはそれに向かって駅前の複合施設整備に取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、これもまだ、その考え方の説明の機会をいただいた段階であります。一定の予算議決はいただいておりますので可能な中でやっていきますが、引き続き丁寧な説明をしていきたい。

併せまして、少子化・高齢化に対応する施策、様々取り組んでいかなければなりません、特に、例えば買い物にご苦労される地域の方々、ご高齢の方を中心に、移動販売車も残念ながらスタートしましたが、現在、その後の方が社会福祉協議会でも公募されていらっしゃるんですが、なかなか応募いただけないという実態がございますので、やはり商工会と一緒に町としても生活の駅ということで、ご高齢になっても、また、若い子育て世代も含めまして、我々世代も含めまして、やはり駅前にそういった複合的な施設を整備していきたいというふうに考えておりますので、この事業も進めさせていただきたいと思っております。

そして、子どもたちが、今まで小学校・中学校、現在、只見高校まで繋がっておりますが、ESDでございます。ESD教育でございます。やはり地域の魅力を実感し、体験し、それをより良いものを町外に発信できる。自分以外の人に発信できる。そのためにはまず、自分達が体感できるという教育を小学校・中学校・高等学校の先生方に総合的な学習の時間等々、地域の方々のご指導もあって、そういった取り組みをさせていただいております、それはより良い方向に向かっているというふうにも実感しております。

そういった中で今度は認定こども園ということで、保育所の先生方も一生懸命保育されておりますが、やはり、小・中・高と繋がっていくような認定こども園の整備につきましても、今、その準備段階で、教育委員会中心として説明会等々させていただきながら、ご理解を深めている段階でありますので、令和7年度4月から認定こども園開所に向けまして、人的体制も含めまして、より良い子育て、子育ての環境をつくってまいりたいというふうに考えております。

ということで、一部できたものもありますが、また医療に関しては非常に申し訳ない状況が続いているので、引き続き努力してまいりますということと、先ほど申し上げました28

9号の全線開通であったり、高齢者の買い物であったり、商工事業者の事業承継の問題等々含めました生活の駅構想でありますとか、そういったことについて方向性を、ようやくお示しし、ご理解を求めている段階でありますので、私としては後段の話になりますが、引き続き町政を担わせていただきたいと、その結果を皆さんと共に出させていたいただきたいというふうに考えておりますので、そのような2期目にあっても意欲を持っておりますということをご報告させていただきます。が、現在は9月会議の審議中でございますので、本会議に提案させていただきました各種議案等が慎重にご審議いただくことができますよう、その説明に意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

そして、9月会議散会后、終わった後に後援会と協議したうえで、正式に私の態度を決定したいというふうに考えておりますので、何卒ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 答弁ありがとうございました。

2点の質問をいたしまして、1点目、書面で答弁書いただきました。

2点目については口頭で申し上げるということで、先ほど7番議員の答弁と重なっておりますが、口頭で答弁いただきました。はっきり言いまして、政策の実績評価。それについては書面でいただきたかったというのが正直なところです。

あと、私のほうから進退表明について質問いたしますが、これについては口頭でもしょうがないかなと思いますが、進退表明について、9月議会に専念をして、その後、後援会と相談をしながら正式な表明をしていくということですが、町長の今の答弁から察しまして、2期目に出馬するという意思を確認したということよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

大変、2点目のご質問をいただきながら、政策目標の実績、評価につきまして書面によりご提出しなくて大変申し訳ございませんでした。

私としてはその進退表明と一体的なものというふうに受け止ってしまいましたので、そこから辺大変申し訳なかったですが、その点はお詫び申し上げます。

そして、2期目にあたっては、私としては先ほど、一部繰り返しになりますが、今、スタートもしくはスタートしている大切な事業、取り組みがありますので、そういった意味から、引き続き2期目にあっても町政を担わせていただきたいという意思、意欲を申し述べさせ

ていただいたところでございますので、そのようにご理解いただいでよろしいかと思ひます。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

町長の意志について今確認したということで申し上げます。

それである、質問としましては農用地の関係、1番目にしておったんですが、2番目に政策目標の実績、評価ということで、これ、口頭により答弁いただきました関係もありまして、まずこちらのほうを先に再質問という形でさせていただきます。

先ほど町長のほうから、今まで4年間の政策目標の実績、評価ということで、大きく5点ほどの内容で答弁をいただきました。

一つ目は医療問題。それから第三セクター、森林資源の活用、駅前複合施設等々ありますが、先ほど午前中の一般質問、7番議員のほうからは、今まで大きく取り組まれてきたこと、最も力を入れて取り組んできたことは何かという形の質問でありましたが、私はこの政策目標の実績、評価の中で今後もこれは最大限努力していかなきゃならない、そういう施策について、これは何かについてお伺ひします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではお答えいたします。

只見町の将来に向かって行動するまちづくりという政策目標の中で、議員からもお質ひいただいでおりますが、五つの指標がございます。

1番目の、みんなが住みたいと思ひ魅力的なまちづくりの中で、これは少し地味かもしれませんが、私はやっぱり公共施設や設備等の予防保全制度ということをお言ひますが、いわゆる様々な、橋梁等含めました施設の長寿命化であるとか、やはりそういったのを、あとは農業集落排水とか水道もそうですが、人口が減っていく、利用者が減っていく中で、安全で安定的な、水道でいえば給水、また浄化の合併処理浄化槽とか農業集落排水事業とか、そういったもの、道路、公共施設、橋含めました、そういったところは地味と思ひれるかもしれませんが、とって大事なことだと思ひてお言ひまして、今これはあの、国のほうでも様々な、国土強靱化の中で今、令和7年度で一応の、1回目の計画終わりますので、令和8年度以降のさらなる国土強靱化の予算確保が必要だということで、先般も国土交通省の事務次官並びに審議官、道路局長等に他の町村長と共に要望活動して、そういった中でもお話いただきましたので、やはり国のそういった制度に基づく財源も確保しつつ、引き続き安定的に維持で

きるように、また場合によっては、その辺のところをどういうふうに活用していくかということも議会の皆様と丁寧に協議してやっていくということが、今後、人口減少していく中で、人口減少を防ぐための対策はとらなければいけません、併せて、残念ながら一定の人口減少は考えられますので、そういったことを地味ではありますが、大切な事業だと思っておりますので、それを進めていきたいと思っております。

そして、やはり町の経済を支えていらっしゃる法人の方や事業所、個人事業主の方々のお力をお借りしないと、今まで懸命に、そういった方々がご努力されて今の町に繋がっているわけですから、そういったのを一つのスタートとしては、駅前の賑わい施設、複合施設になるかと思いますが、そういった方々と力を合わせていきたいというふうに思います。

そして、薪ボイラーの導入は、やはり森林活用、将来の様々な自主転換を図っていく中で、豊かな里山の産業と生活づくりという中で必要な事業だというふうに考えております。

そして、2番目の、誰もが安心して住めるまちづくりでは、やはり朝日診療所の医療体制だと思っておりますし、今、長々と先のことを言うより今のことだというお話もいただいておりますので、まったくそうだと思いますので、その辺の医師確保の努力、そして、そうはいつでも近い将来やってまいりますので、それに対する備え、看取りであるとか、そういったさらなる介護タクシーの充実であるとか、安心して生活できるものが整えていかなければならないと思っております。

併せて、防災面。今年は非常に暑い夏でしたし、今もまだ残っていますが、やはり防災面、本当にどこで線状降水帯が発生して、大雨被害が発生するかわかりませんので、やっぱり防災面の意味からも、アウトドアも含めた防災の体制づくりをしていかなければならないと考えております。

3番目、関係人口を増やすまちづくりというのは、様々なふるさと納税とか、そういう面の関係もありますが、やはり人材の確保であります。昨日もご質問にありましたけど、やはり、誰が中心になってやっていくんだという時に、やはり町出身者の方や、または町を応援してくださる方々との関係性を募らせていただいて、まちづくり、町の事業に参画いただける方法、応援していただける方法というのは、単なる観光面で経済的なことばかりでなくて、人材の確保という意味で関係人口の取り組みをより強めていきたいというふうに思っております。

そして、同じく、289号八十里越の全通、只見線の全線開通含めまして、駅前の複合施

設、賑わい創出をしていきたいというふうに考えております。

あとはあの、これは先般、NHKの持論公論という、夜11時半ころでしたかね、番組で、只見のモノとくらしのミュージアムが放映されまして、非常に町民の方々が自ら自分の思い出を綴った只見方式ということで、もう何十年に亘って多くの方々は残念ながら鬼籍に入られましたけども、そういった町の取り組みを評価され、モノとくらしのミュージアムの写真とか、貢献された新國さんの写真も含めまして、モノとくらしのミュージアムの高い評価をいただいておりますので、やはりそういった施設を大切にしていこうということは引き続き、しっかり発信とともにしていかなければならないと考えております。

4番目の、子どもがたくましく育つ子育てしやすいまちづくりでは、これが最も大事なことでというふうに思っておりますが、やはりこの前、内堀知事にお会いする機会がありまして、福島県も若い世代が県外に転出する率が非常に高いと。いつか、ワースト1だったけど、今は若干良くなっても、でもワースト7だということで、そういった中でおっしゃったのは、やはり自分達が生まれ育つ環境を誇りに思える教育が大切ですよと。愛郷教育というんでしょうか、そういったことを力を込めて内堀知事から、ですから町村長の皆さんも、自分の町の良さを再発見して、そこを子どもたちに感じてもらって、そこを伝えていくという態度が大人の責任ですよというお話をいただきました。改めて自分達が生まれ育っているところは素晴らしい価値あるところだということ子どもたちに感じていただけるような取り組み、今もやってもらってますが、それを引き続き取り組んでいくことが大事だと思っております。それには、その一つの方法としまして、社会性や情緒性を養うという意味も込めまして、認定こども園の開設に向けて努力させていただきたいなというふうに思っております。

それからすみません、長くなって。みんなに役割があり活躍の場があるまちづくりにつきまして、これにつきましてもやはり、ハンディキャップがある方の役割があるまちづくり、今後、福祉の分野になりますが、そういった活躍できる場づくりが必要だと思っておりますし、また集落、いわゆる普請とか、様々な面でご苦労なさっておりますので、今も中央公民館等、各公民館中心に集落への様々な普請作業の機械の助成とか、補助とか、やっておりますけども、そういったことを、あと補助率も9割補助に引き上げさせていただいてますが、いろんな意味で集落の声を、その今後の支援に反映するようしていきたいと思っております。

そういったことで長々と話して申し訳ありませんが、五つの指標につきましてそれぞれ取り組んでいきたいと思っておりますし、大切な事柄だというふうに、それぞれの部分のみ抜粋で申

上げましたが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

町長のほうから五つの指標についていろいろお話いただきましたが、私あの、お聞きしたかったのは、私の質問の仕方が悪かったのか、今後に向かって一番取り組んでいかなきゃならないことは何ですかと。一つ挙げればという、そういう意味で申し上げたんです。中身、お話の中にありましたけれども、いわゆる指標の中の第2に、誰もが安心して住めるまちづくりという中での、令和3年の新年の挨拶の中にも、喫緊の課題となっております朝日診療所の診療体制を立て直すとともに、訪問看護と訪問介護の連携強化と充実を図ってまいりますと記述があります。で、ちょうど令和3年、その前年に、令和2年の3月ですか、ちょうど新聞の記事に、朝日診療所縮小の危機というような新聞記事があります。その4月から、いわゆる医師が3名から2名になった。ちょうどその時期であります。そして、昨年9月の一般質問の折に、診療所の体制について質問した経過がございます。それはなんでかという、ちょうど20年前、ちょうど8月の成人式の時に、成人式の資料の中に、その20年前に医師が、お医者さんが倒れられて、町民の行動起こされて、いわゆる朝日診療所、お医者さんいなくなるよというような時期がありました。それから20年経って、医師が2名になって、またそういう危機が生じるんでないかという、昨年、質問した経過があります。今般、いろいろ事情もあって常勤医師が10月から不在というような形ではありますが、その時の流れとは違って、県のほうの、いわゆる支援もいただきながら、なんとか応援医師の確保はできておるんですが、そういう状況から町長のほうからの言葉としては、医療体制をまず確保していくことだ。その辺のことの答弁をいただきましたかったなと思いますが、その辺についてもう一度、町長の答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほどあの、全体通してのことなのかなと思いましたが、五つの指標に基づいて長々と申し上げました。間違いなく、喫緊の課題は、今、議員おっしゃった事柄でございますので、これを引き続きしっかりと取り組んでいくということに尽きます。

議員も十分、ご存じでいらっしゃいますが、過去には北里大学水産学部の実習所が只見町にあった関係で、その後、実習所の寮は町が譲っていただいて、現在、山村教育留学の寮になっております。その後、1棟、また増築してありますが。北里大学水産学部の実習所があった

関係で、その後、昭和56・7年からかな、20年間ほど内科と外科の先生が、3ヶ月もしくは4ヶ月交代で北里大学医学部から派遣していただくという制度が20年ほど只見町は続きました。ですが、大学の法律の医局改革というのがあって、必ずしも同じ大学で勉強しなくてもいいということで、やはり、国の制度改正に伴って、そういった引き続きの派遣はできなくなりました。ので、様々、個人のお医者さんとか、いろんな、自治医大の先生、福島医大の先生、それ以外の先生方、ほかの医療機関からやっていただきました。そして、当時の目黒所長先生がお一人で外来から、入院から、介護施設等々から、本当に頑張って頑張って、本当に献身的に頑張っていただいた結果、最後、過労でお倒れになって、大変、改めて申し訳ないなと思っておりますが、そういった環境の中でいわゆる無医村状態になりました。ですが、その時も各医療機関や大学の方々、目黒先生のお仲間の方々が、まったく医師が診察できない町では大変だということで、本当にありがたかったですが、献身的に応援していただいて、なんとか外来できる体制は繋がりましたし、大きく、全国ネットのテレビにも取り上げられたということは議員もご承知のことと思います。

そういった中で、私も当時、町役場の企画班長でしたかね、そういった立場で、今の朝日公民館で町民の医療確保のための決起集会を、住民大会をわき役として裏から支えるという立場でありまして、そういった中で各世代で朝日診療所、医師の大切さをそれぞれ切々と訴えていただいて、そして、結びには、今、7番議員でいらっしゃいます、当時は議員ではいらっしゃいませんでしたが、小沼さんに、最後みんなで結束して頑張ろうということで、みんなで団結の意思表示の音頭を取っていただいた記憶を鮮明にっております。

そういった中でやはり、その後、個人の先生方とも、契約も大事ですけど、ある程度、組織として締結といいますか、結びついていかないと、安定的な医師の確保はできないということで自治医大の先生であったり、福島医大の先生たちが力を合わせていただいて、一番いらっしゃった時で4名体制。ですから、自治医大の先生2名、福島医大の先生が2名で、4名ということで、それが一番、朝日診療所にとって医師が多かった時代だと思います。その後、3名、2名ということになりましたが、やはり今年に入っても、昨年末までは常勤医師の2名の派遣は、内々の、来年も2名の派遣をいただけるという考え方でございましたし、そのようなふうを受け取れる発言もありましたので、また今年も2名の派遣をいただけるというふうに思っておりましたが、年が改まりまして、特に雪まつり後に、その辺のまさに雲行きが怪しくなりまして、予定していた常勤医師の確保が急遽、かなわなくなったという、深

い理由はわかりませんが、かなわなくなったということで、また、じゃあ1名ですねという
と、その1名も常勤ではなくて非常勤で繋いでいくといいますか、そういう体制になるかも
しれないということで、それが現実になりまして、そうは言ってもまるっきり無医村ではあ
りませんので、そういった先生方に来ていただいて、診察にあたっただけにしていることは
大変ありがたいと思っておりますし、そういった県並びに関係機関のご努力にも感謝はして
おりますが、でも、従来の環境からすれば、著しく町民の方が不安に思われる状況になっ
たということは間違いございませんので、その辺のことは改めて、といいますか、しっかり考
えておるつもりですが、それが結果として表れないと如何ともし難いですので、その結果
として出せるように、そして、先ほど午前中、7番議員からもありましたが、その辺の発
信といいますか、どう考えて、どっちのほうを向いて、今、どういう段階なんだとい
うこともしかるべき時には発信させていただきたいなというふうに考えております。

非常にそれが喫緊の課題であるということは、改めて私も同様に思っておりますので、
どうかよろしくご理解とお力添えを賜りたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 町長にお願いなんですけど、時間の制約もありますので簡潔な答
弁を是非お願いしたいなと思います。

それで、医師の確保というか、医療体制について努力していくということなんです
けど、先般、町長も一緒に行かれた三条の基幹中央病院。そこ、視察させていただきました。
断らない救急医療ですか、その辺を見て本当素晴らしい施設だなと思いました。で、あ
の中のパフレットとか、いろいろ見させていただいたり、質問をさせていただく中で、
パフレットの中に、原則、紹介状でもって普通の診療はお受けしますというような記
載があって、そういうお答えもあったような気がします。その中で、やはり、三条市
内のいわゆるいろんな病院も、患者さんたち、かかりつけ医をまず受診させてい
ただいて、そして、その紹介状でもって基幹中央病院のほうに、救急は別ですが、
ですから朝日診療所も、いわゆるかかりつけ医としてある程度の医療体制を整
える必要があるんじゃないか。というのは、この只見も地域的に山間部で、
いろんな二次病院まで遠い地域です。やはりそういう面も含めて、先ほど
午前中、7番議員からの質問ありましたけど、看取りの関係も含めまして、
やはりその辺までの視野を入れながら、地域的な医療施設はこうあるべきだ
という部分をやはり考えていく必要があるのかな。で、やはり一番は、
町民の不安であります。誰もが安心して住めるまち

づくりということで、2番目の大きな指標として町長、揚げていらっしゃいます。

今、第8次の振興計画策定の段階に入っておるようです。それで、町民アンケートも今、されてる流れがあるようです。で、参考なんですけど、第7次振興計画の時に、町民アンケートの中に一つあったの、前にもお話したかもしれませんが、町民からの声です。全ての政策の基盤となるのは日常生活の充実に尽きると考えます。仕事、住環境、教育、医療、福祉など、住民生活に必要となる部分に不安を感じることがなければ、町の出身、町外出身問わず、人は必ず根づくと思います。というような記述でいろいろこう、述べられております。やはり日常生活の不安をまず払拭できるような、そういう体制をまず整えていくことが一番の最優先課題かなと、是非、町長、先ほど朝日診療所、医療問題、後退しているという話をされましたが、是非その辺も踏まえて、将来的にも、向かっていくまちづくり、そして、未来に託せる持続的なまちづくりと言っているから、その辺はしっかりこう、心に留め置きながら取り組んでいただきたいと思いますけど、町長のご答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

現在の第7次振興計画が間もなく終わりますので、第8次振興計画の策定に向けて、議員おっしゃるようにアンケートから始まって、また、中学生・高校生の提言もいただけるということになっておりますので、より良い計画づくりをしていきたいというふうに思っています。

そしてあの、日常生活の充実、まさにそのとおりだと思っております。先ほどの商業関係につきましては商工業事業者はじめ、関係者の方々の、町役場だけでは到底叶いませんので、やはり皆様のご理解を得て、総力を挙げて、そういった環境づくりに努力していきたいということが1点。

あと、今、特におっしゃっていらっしゃるのが医療の関係でございますので、今今の話は、本当に今、喫緊のことなんで当然なんですけど、やはり2年後・3年後の八十里の時に、この前、議員の皆さんと済生会新潟県中央基幹病院のほう、院長先生にご案内していただきましたし、まさに今、議員おっしゃったこと、院長先生の口から、自らおっしゃっていただきまして非常にありがたい気持ちでいっぱいでしたので、それ、改めて10月早々には三条市と只見町と県中央基幹病院で、その辺の2年後・3年後を見据えた確認事項といいますか、その辺のことを結ぼうということで現在進めております。

併せましてその、その前段の、かかりつけ医、まずかかりつけ医なければ7,000円と

か、8,000円とかかかるわけなので、勿論、救急、おっしゃるように別ですが、やはりその辺の体制、かかりつけ医のところは朝日診療所もありますし、町民の方でも基本、朝日診療所が望ましいんですが、それ以外の先生、なかや先生とか、ほかのところにも掛かっていらっしゃる方いらっしゃるんで、南会津会医師会も範疇にして、そういった見当が必要ではないかということで今、内々の話もありますので、その辺のところを急ぎ検討して、かかりつけ医がいらっちゃって、一番は朝日診療所なんですが、そして、残念ながら体調悪い時にはそこで受診するとか、もしくは若松もありますけど、そういった体制の構築は大事だと思っておりますので、引き続き努力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

今回、町長に政策目標の実績、評価ということでお伺いしました。一番は、現在の状況、今までの中で大きな課題がやはりあります。その辺を捉えて、これから、先ほど表明にあたる部分をお話されましたが、そういう部分を持っていただかないと、やはり町民が、町長はどういうふうな考えでいるのか、その辺が全然見えないという部分がありますので、その辺は先ほど午前中にもありましたが、やはりメッセージとしてちゃんと伝える。そして取り組んでいくような形を是非お願いしたいなと思っております。

それから、時間だいぶなくなりましたので、1点目の農用地の耕作放棄地対策に移りますが、これについては一昨年も若干、似たような質問、景観づくりの関係で農用地の保全について関連して質問した経過がございます。今回、この質問に至ったのは、いわゆる地域計画っていう、人・農地プランの法定化された制度でやられるということで各集落をまわってらっしゃいますが、そういう部分で自分の集落、それから町内の集落の農地見た場合に、本当に、前、10年・20年前から比べると、特に畑があれなんですけど、荒れてきている。作られないところが多くなってきている。そういう状況が本当にこう、多くなってきているんで、あとこの10年後にいったいどうなるんだろう。やはりこの辺は、いわゆる農地については個人所有でありますけど、その辺はやはり、いろんな面で考えていかないと大変な状況になるなということで今回挙げております。

町長、現状について、その辺の農地の関係をどういうふうに見ていらっしゃるか。以前あの、町長に質問した際に、農地の保全は町土の保全だというふうに言われた記憶がございま

す。その辺含めてご答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、農用地の耕作放棄地対策についてということで、議員からご質問いただいております。1回目の答弁はさせていただきましたが、本当にあの、改めて担い手不足の中で深刻な問題だというふうに認識しております。

そういった中で、現在、事業が行われております梁取地区並びに只見地区につきまして、そういう区画の大型化、機械化、スマート農業といいますか、そういった国県の支援を受けながら、安定的な経営ができるような生産基盤、環境基盤の事業に取り組んでおります。

また、大倉につきましても、取水堰、だいぶ老朽化しております危険だということで、長年にわたって、なかなか、河川改修とのいろいろ、行き違いがありまして進まなかったものがようやくまあ、調査の段階ではありますが、ひとつ、方向性が見えてきたというところがございまして、まだ梁取の取水とか、様々ありますけど、そういったところは一つ一つ、国県のお力、それから集落のご理解、ご尽力をいただきながら、生産基盤、環境基盤の整備に努めていきたいというふうに思っております。

あとはその、特に耕作放棄地につきましては、やはりその生産者が従来の個人所有、個人農業から、農業法人に変わっております。農業法人も議員ご承知のとおりの方々でありまして、やはり何十町歩もやっていたらいいんですけど、やはりなかなか、全てのエリアまでは手がまわらないということは、やはりあの、作業効率であるとか、いろんな取水であるとか、区画の問題、そういったところの条件の良いところから優先的にやるという考え方は、ごくごく自然な判断なんで、それはそのとおりなんですけど、やはりそういった地域にないところが、卵が先か、鶏が先かということで、非常に苦しんでいらっしゃる難しいところなんですけど、そういった環境整備をすれば、また農業法人の方がやっていただけるのかと。やってくれるはずだというふうに考える方々と、いや、でも担い手が決まってないのにやってしまったら、先ほどのいろんな費用対効果の話もありましたけど、無駄な投資になるかと、大変失礼な言い方ですが、もしくは事業効果がどうなんだと。今、農水省のほうでも盛んに、ピーバイシーとか、そういうこと言ってくるので、なかなかそうなると、補助事業には該当しなくなる。となると、それは単独で、やろうとすれば単独でやるしかない。単独でやった時に、それは町の一般財源の中でそこまでやりきれるかということがありますので、やはりそ

の辺は今回、地域計画の中で、やはり誰がやるのかということ含めまして、現実に即した研究検討のうえで方向性を見出していくしかないかと、水田であればであります。ただ、それが畑作の中で、今後、例えばですが、今、只見特産ではフキの入手ができません。ので、キャラブキとか、非常に売り上げが上位にあったものが今生産できない、中国からも入ってこないということで、フキが入手できなくて、その商品をやめました。ので、例えばですが、そのフキの生産を畑地であれば、水田とは違うんで、その辺の困難さがまた違ってくると思いますが、誰がそれを作付けして、管理して、その辺の循環含めたものが出口戦略がないと、なかなか、まあ、一般的にはソバとか、大豆とかということは奨励作物の中にありますけど、その辺のところは地域計画の中で具体的に話し合いを続けさせていただきたいなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました、本当にあの、農地はまさに町土でございますので、それにつきましては聊かも変わっておりませんが、その具体的な取り組みの時にはやはり、そういった順番をもって考えていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 農用地の耕作放棄地というか、荒廃農地については本当にあの、難しい問題だと思います。特に農業関係はいろんな仕組みがございます。平成26年に中間管理機構という仕組みができて、本当に以前は相対契約でやっていたのが、そういう形でできるようになって、それでやはり町長言われるように、地理的条件でなかなか耕作できない。それからもう一つは（聴き取り不能）の問題があります。私も土地は全部、やってもらっています。ですからそういう方が多くなって、いわゆる土地持ち非農家と言われる、土地は持っているけど農家じゃないという方が多くなって、それが年齢過ぎると今度は、不在地主ですか、お亡くなりになったり、その後、今度は所有者不明農地っていう形の、そういう段階になってきます。そういう流れがあって、国のほうでも相続登記の義務化だったり、あとはその一年前に、相続土地の国庫持続制度というのができたらいいですよ。それも新聞に出ておりますが、そういう時代になってしまったのかというふうに大変こう、残念というか、本当厳しい状況になったなど。やはり財産としての農地がそうでなくなってきているという状況ありますので、やはりそういう中での、今現状はどうなんだという部分を、町でも捉えながら、そして是非取り組んでいただきたいなと思います。

今回、あまり時間もございませんが、町の農業委員会のほうでも令和5年度で遊休農地の

発生防止改修については、遊休農地のほとんどが不在地主、または条件不利地である中の解消方法を見出さなければならないというような記述がございます。6年度には、農家の高齢化や離農等による新規の遊休農地が増加する一方、今後、意向調査の結果を踏まえ、守るべき農地とそれ以外の農地の管理また利活用について解決策を見出さなければならないというような記述がございます。現状としては捉えていらっしゃると思いますので、やはり具体的な解決策、取り組みをもっと町民の方にも周知をしながら、金山町では耕作放棄地の改修事業ですか、そんな形の整備事業も載っていました。やはり、そういう部分をこれからどうしていくのかというのは、所有者の問題もありますが、答弁書のほうにあります、やはり地域としての、集落してどう捉えていくかという部分は今回の地域計画の中でいろいろやはり、こんな協議をしていくような形を是非つくっていただきたいなと思います。

その辺について農林建設課長のほうからひとつ、現状等踏まえて答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 地域計画につきましては、議員おっしゃったとおりの形で今現在、集落に出向いて計画の策定を進めております。1回目、25集落ですかね、まわりました。2集落については自分達で作ったうえで来てほしいということで、今2回目に入ってます。正直、どんな計画になるのかなっていう不安を持って出ましたけれども、やっぱりあの、皆さん、守るべき農地と、全部、本当は守らなくちゃいけない農地なんですけれども、皆さん、意外と、やはりこう、区分けができてはいるなというふうには思いました。それはあの、ここはなんとか、というところを、やはり見出されております。ただ、そうは言っても、その他の農地をこれからどうするかっていうのについてはなかなか難しいと思います。結局、粗放的といいますか、労力をかけない、もしくはお金をかけないで、最小限と言っては、どうかわかりませんが、そういった形での解消策を模索をしていかないと、それが現実的な対応だと私は考えておりますけれども、そういったことを集落との協議の中で見出して、町としてもそこに支援をできるような形で進めてまいりたいなというようなことで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

今回の地域計画、来年の3月までに策定という形だと思うんですが、それについては随時、見直し等もできるんじゃないかなとは思っています。

あと地域計画に含まれると、含まれないで、国からのいろいろ、助成分が紐づけされないとか、紐づけされるとか、やっぱりそういう情報もありますので、やはりその辺も踏まえて、今後、農地をどうしていくか。それから農林建設課のほうでは一筆ごとの耕作してる・してないとか、全部、データであるんじゃないかと思います。地域計画の図面見せていただきましたが、全部、図面というか、色分けされてるような、やはりそういう、把握できるのであれば、やはり状況を集落と共有しながら、具体的な取り組み策を是非お願いしたいなと思います。

それから今日は二つの質問をして、時間が少なくなって、ちゃんとした質問できなくて申し訳なかったんですが、まず第1点は、町長に、喫緊の課題としてある部分をまず町民にもメッセージを加えながら、是非、早急な取り組みをお願いしたいというのが、それは診療所、医療体制含めてであります。第一の優先課題だと私は思っております。

それから農地についても時代背景がこういう事態になってしまったからこそ、いろんな課題が生じてきますので、それを踏まえて、やはり具体的なものに取り組んでいく必要があるのかなと思いますので、その辺を踏まえて最後に町長の答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではお答えいたします。

ただ今は、大切な視点から2点のご質問いただきまして誠にありがとうございます。

本当にあの、医療を中心とした喫緊の課題につきまして、具体的な方向性、取り組みの状況を、より具体的に情報提供していく、説明していくということが求められていますし、対策も同時に求められておりますので、それにつきましては引き続き努力してまいります。

そして、農地につきましては、時代背景だからということに終わらせることなく、現在も、先ほども担当課長から地域計画の策定状況、進めている状況の説明もありましたが、より、これにつきましても、本当にこれも喫緊といいますか、差し迫っておる課題でありますので、引き続き努力していきます。

只見町が本当に生き残れるように、先ほどもありました日常生活の安定という第7次振興計画のアンケートからのお質しもいただいておりますので、しっかりと受け止めて引き続き努力してまいりますので、引き続きのご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、9番、矢沢明伸君の一般質問は終了しました。

次、11番、齋藤猛君の一般質問を許可します。

11番、齋藤猛君。

〔11番 齋藤猛君 登壇〕

○11番（齋藤 猛君） 一般質問、通告書に基づき質問させていただきます。

質問内容といたしましては、朝日診療所の診療体制について。

質問の要旨としましては、令和6年6月の全員協議会で示された在宅医療の充実について。

1点目といたしまして、令和7年度に開所を目指す訪問看護ステーションの運営体制と開設に向けた進捗状況。

2点目としまして、遠隔診療を実施するにあたり、運営計画とタイムスケジュール。

以上、2点について質問いたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 11番、齋藤猛議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、令和7年度に開所を目指す訪問看護ステーションの運営体制と開設に向けた進捗状況についてであります。

訪問看護ステーションの開所については、現在、診療所内で検討を続けている状況であります。訪問看護ステーションは医療機関から切り離れた人員体制となるため、開所後は朝日診療所の看護師と兼務をすることができなくなります。そのため、看護師の充足を図る必要が出てまいります。しかしながら、主治医の指示書があれば、朝日診療所以外の医療機関を受診している方々でも利用することができ、さらには訪問スタッフが専属となることで、利用者にとっては安心感や信頼感が増し、医療の充実につながるものと考えております。

現在は、みなし指定訪問看護として朝日診療所がサービスを提供しております。そのため、朝日診療所で診療を受けている方が対象となり、朝日診療所の看護師が訪問を行っております。主治医が他の医療機関である場合は利用することができませんが、訪問看護ステーションと比較すると同じサービスでも自己負担額が少なく、高齢者が多い只見町では経済的負担が少ないため利用しやすいといったメリットがあります。双方のメリット・デメリットや人的体制の融通性、今後の医療体制なども注視しながら検討を進めてまいります。

次に、遠隔診療を実施するにあたり運営計画とタイムスケジュールについてであります。

遠隔診療につきましては、訪問診療を利用されている方に、8月から看護師がタブレットを持って利用者の自宅に伺い、朝日診療所の医師が遠隔で診察する形式に順次移行しております。遠隔診療であっても、3ヶ月に一度は直接訪問が必要となりますので、ローテーションにより実施しております。10月からは医師1名体制となるため、木曜日午後の外来を休診させていただき、遠隔または直接の訪問診療を行う予定としております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 答弁ありがとうございました。

訪問看護ステーションと遠隔診療について、今、答弁いただいた内容で町長の思い描かれていた構想と、そのとおり進んでいるでしょうか。その点お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今の診療所が新しい診療所になったのが平成17年の秋から、夏からかな、でありまして、その時、現在の社会福祉協議会が入っている2階の、昔の診療所、旧診療所の2階に、あそこに訪問看護ステーションがありました。ですから、訪問看護ステーションの事業所として登録して、診療所は診療所でありました。ので、診療所に看護師がいる。ほかに訪問看護ステーションに正規、非正規含めて、2.5人以上という設置基準がありましたので、3名の看護師さんがいて訪問看護。で、最高の時に50人くらいの登録者の方が当時ありました。その後、その訪問看護ステーションがなくなって、その訪問看護自体は大切な機能であるということで、それを朝日診療所に入って、ほかの看護師さんも担えるようになって、訪問看護ステーションとして独立したステーションがなくなって診療所でやっているのが現在に至ってます。そういった中で訪問看護が十分できなくて、南会津病院の看護師さんが主に明和地区のほうまで訪問看護に来ていただいたということもあります。そういった状況でありますので、まず経過を申し上げます。

であの、町長が描いているものかどうかということにつきまして、私としては一番願っているのは、訪問看護ステーションがまずほしいというふうに思ってます。と言いますのは、朝日診療所の先生のこともありますが、先ほども申し上げましたが、広く、それ以外の先生方も南会津郡にいらっしゃいますし、患者さんもいらっしゃいます。ので、その先生方の指示をいただいて動ける訪問看護ステーション。例えば、都市部であればマンションの一室を借りて、そこで訪問看護ステーションが、医師はそれぞれの先生いらっしゃいますから、その指示を受けて、訪問看護ステーションの方が訪問されるというのがありますので、それを

願わくばというふうに思っております。私としては率直に。ただ、先ほど申し上げました、そのメリット・デメリットありますので、そういった環境の中で今検討しているということでもあります。

あと遠隔診療につきましても、今は診療所に先生がいらっしゃって、そして、患者さんがご自宅にいらっしゃって、看護師さんがタブレット持ってやっている意味の、診療所をベースとした、中心とした遠隔診療ですから、やはり本来は、やはり他の医療機関、他の医療機関に先生がいらっしゃって、将来的に例えば、可能かどうかわかりませんが、新潟の県央基幹病院とかまあ、可能かどうかわかりません。が、そういったほかのかかりつけの先生とか、そこでタブレットか何らかの手段でできるような、そういった訪問診療まで、もう5Gの時代ですから、やはり環境整備と含めて、そこら辺までいきたいなというのが偽らざる私の率直な気持ちですので、先ほどの言ってる答弁と若干違うんじゃないかなというふうに思われるかもしれませんが、ただ、段階的にそれは目指していかなければならない、現実も含めた答弁になってますので、その辺も含めてご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） では、ちょっと、みなし指定訪問看護ですが、これは訪問看護ステーションが実施された場合、どのようになるのでしょうか。廃止になるか。継続していくか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは私のほうから、ただ今のご質問にご回答させていただきたいと思います。

訪問看護ステーションを設置した場合、朝日診療所のみなし訪問看護については、みなしの介護保険事業所ということで運営をしておりますので、診療所として続けるということであれば、続けられないことはないのかなと思いますけれども、その担当地区において、そのステーションとみなしの事業所と競合する場合がありますので、そういった場合については利用者の調整等、そういった様々な手続き等は必要になるかなというふうに思います。必ず閉じなければいけないというものではないと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ということは併用されるかもしれないということでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 併用というよりは、例えば、訪問看護ステーションをどう

いった形で今後運営をしていくのかというところによって、というふうになると思います。現在は朝日診療所の中に医療機関がやっている訪問看護ということで、朝日診療所の所長が管理者ということで運営をしている中の訪問看護。訪問看護ステーションになりますと、全然別の組織というか、になりますので、同じ町の中なんですけれども、じゃあ、その訪問看護ステーションはどこまでその患者さんを看るのか。そういったことによっても変わってきますし、町が訪問看護ステーションを立ち上げた場合、あとは民間事業者が立ち上げるということも勿論ゼロではありませんので、今ここでその、やめる・やめないとか、そういったことについてはちょっと明言することは難しいかなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

それで、看護師の補充を図る必要が出てまいりますと言われましたが、町の職員の定数、23名ですか、増員した場合、これに接触するようなことはないんですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それについては問題ないと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 町長にお尋ねしますが、この看護師の数が増えるようになった場合、この定数の変更ということは考えられますか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） これはあの、職員の定数条例という条例に基づいてますので、増やすにしても、減らすにしても、提案して議会の皆様の議決が必要になってきますが、現在、実際、入院が、体制が入院を休止しているということで、看護師の退職も考えられます。我々としては居ていただきたいという考え方ありますが、特に応援に来ていただいている看護師さん含めて、また今、訪問看護のことではありますが、その事業の展開状況の中で必要な環境になれば、そういったことをお願いする場合があるかもしれませんが、現在のところは先ほど保健福祉課長が申し上げたとおりの状況でございます。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） この訪問看護ステーションのことを示されたのが6月ですが、6月から現在まで検討された事項についてお尋ねいたします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 訪問看護ステーションを目指すか、朝日診療所の訪問看護を継続するかについては、診療所内部で検討をさせていただいて、現状の看護師、今、看護師9名いるんですけども、その中で訪問看護ステーションを開設した場合、残りの看護師で診療所まわらせていけるのかとか、そういったことも含めて、ちょっと私、回数についてはちょっと把握しておりませんでしたけれども、内部で検討のほうはさせていただいている状況と。で、まだ結論については少し出せないでいるという状況であります。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ということは、結論はいつ頃出るのでしょうか。

そして、令和7年度から開設される場合について、予算的なものはどうなるか。その辺をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） その結論につきましては、はっきりと明言することはできませんけれども、今後のその診療所の医師の体制が非常に大きく関わってくるものと思います。10月1日以降は、先ほどから町長も申し上げておりますとおり、非常勤の医師1名体制ということで、一応、3月までは運営することとなっております。ですので、外来診療に係る看護師の数については、そこまで多く設置しなくてもまわる、今はそういう状況なんですけれども、それが常勤医師等の確保がもし、今取り組んでいることで、それが4月から医師が増えるとなると、今度は外来診療を担当する看護師がもっと必要になってくると。そうになると、訪問看護ステーションにまわってしまうと、今度、外来の看護師が足りなくなってしまうのではないかと、というような状況も考えられまして、正直申し上げて、診療所の医師が今後どうなるかによって、そこは変わってくるのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 町長にお尋ねしますが、5月の全員協議会で、町長は医師の問題確保について腹案があるとおっしゃられました。それは実行されたのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

従来、先ほど昔の北里大学からの先生の派遣の話もしましたが、その後、従来、南会津病院、そして朝日診療所、前ありました県立会津総合病院等々につきましては、主に自治医大の先生方で診察していただいております。その後、県立会津総合病院がなくなって、新し

く新生の会津医療センターができましたが、そこは福島医大の附属病院ということで現在に至っております。そういった中で、町といたしましては様々、率直に申し上げてお医者さんに来ていただきたいというスタンスでありますので、どちらからどうのということとはまったく、従来からありません。が、正直なかなか、医師の派遣調整の中で難しいところがあったと、いろいろご苦労なさっていたということもあります。私としては、そういったことで県や、勿論、医療人材対策室はじめ、それこそ保健福祉部長、県の病院局はじめ、知事はじめ副知事等々をお願いしてますし、あとはあの、地域医療振興協会という自治医大の先生方が主にご出身の地域医療振興協会のほうにも2回ほど足を運んで相談させていただいております。当時、その地域医療振興協会のほうにもいろいろ、県医大のほうにもお世話になりつつ、藁にも縋る思いで、そういったところに出向いたところでございます。従来には福島医大にお世話になっているということから県福島医大のほうにお願いに行っておりましたが、改めて地域医療振興協会のほうにもお願いに行ったところでございます。そういった中で、改めてなかなか、難しい問題があるなということに気づかせられました。ので、私といたしましては、大学のご出身に限らず、先生方に来ていただきたいなというふうに思っておりますので、その点につきましては思いが現在のところ叶っておりませんが、引き続き、あらゆる方法で医師の確保を図りたいというふうに思っております。やはり地域医療にご理解あって、ご貢献いただける方を来ていただきたいと思っておりますので、今、昨日、一昨日ですか、県のほうとも担当課長がそのような取り組みもしておりますけど、やはり今はそれに努力するという事しかありません。地域医療振興協会のことを指して、そのように申し上げたということでございますが、結果、そのようなことであったということで、ご報告とさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 腹案というには、ちょっと、何も無い、内容がないように感じられますけど。

あと7月に、町村会として知事にも要望されてますが、その結果はどのような内容になってますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） これにつきましては知事に直接要望させていただきまして、形としましては今、全県的に医師不足ということで、一番は我々の南会津地域が深刻だというふうに

思っておりますが、ほかの地方からも何々科の専門の先生がほしいとか、そういった意味でレベル違いますけど、医師の要望は多く出ております。

そういった中で、やはり県も、この度、今度、大熊町に旧県立、大野県立病院ですか、大熊町にある。そこを新しくするというので、そこについて県のほうから、福島医大の附属病院としてやってほしいと。新しく建物を建てるんではないかということの要望が、いつでしたか、新聞にも報道になってましたが、そういった状況もありますし、なかなか、そういった医大からの医師派遣はさらに環境が、大切な事柄ですから、それはそれとして大切な事柄だと理解しつつも、医大の附属病院として大熊町のほうにそういった病院を建てられるとなると、さらに厳しい状況になるのかなというふうに思っております。

そういったことで、県のほうとしては首都圏のほうに、そういった医師を確保する専門職員等々を設けて取り組むということも、これも新聞報道されておりますが、あと民間の会社で実績のあるところをお願いして医師の確保を図るということ、朝日診療所を最優先でやっていきますという話いただいておりますので、それが条件面とか、そういったこと含めて、その辺を保健福祉課長、昨日、一昨日と申し上げましたが、その辺の協議があったという意味でございます、それによって、そこに係る経費は福島県のほうで負担しますというお言葉いただいておりますので、福島県の負担で朝日診療所、福島県全体の医師にはなりますけど、その医師の確保について民間の会社を使って今後、募集を展開していくということまで現在なっております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） その医師の確保については、話し合いの内容というのは開示期間があるから具体的にはいつ開示できるということはないんですよね。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今町長のほうから説明のありました、その県の事業と診療所のほうで医師を募集するという件なんですけれども、今年度、県の医師を都市部から福島県に移住をさせてくるという事業費を使って、医療人材のそのマッチングをする会社があるんですけれども、そちらと福島県とその会社が契約をして、で、求人対象の医療機関が朝日診療所だということで現在進めている状況です。こういった取り組みについては特に、開示の時期というのは決まっておられませんけれども、今、例えば医師の報酬であるとか、勤務の体系であるとか、そういった細かい点について、応募していただきやすい内容というの

を今、私のほうとそのマッチングの会社のほうで詰めさせていただいているところです。それについてはまだ明確に決まっておきませんので、ちょっと今ここでお話することはできないんですけども、そういった取り組みをしていること自体は特にあの、何ら制限があるものではないということです。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） わかりました。

それでは遠隔診療についてお聞きしたいんですが、看護師がタブレットを持って利用者宅に尋ねて行くという、どれぐらいまでの診療ができるんでしょうか。これで。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 基本的に遠隔診療の対象になっている方というのは、今まで診療所のほうで訪問診療を実際受けていた方です。なので、状態的には安定している方で、その方のバイタルチェック及びその後のお薬の状態とか、どれぐらい出すかとか、そういったことを行っているものであります。勿論、急変の場合はタブレットではだめですので、別の医療機関とか診療所に来ていただくということにはなるかと思えますけれども、ただ、オンライン診療も、答弁書のほうにも書かせていただきましたが、3ヶ月に一度は対面で診療をするということで、ただ今、地区ごとに行っているんですけども、それはあの、対面で1回確認をして、特に状態に変化がなければタブレットでという診察になっております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 以前、資料をお渡ししたと思うんですが、ドクターカーを使うリモート診療。資料だけ見ると素晴らしい取り組みだと思うんですけど、その辺は今後、検討される予定はあるんでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

議員自ら、そういった先進的な取り組みのところに行かれて、その時の資料をちょうだいいたしました。具体的には保健福祉課長、診療所の当時の事務長のほうにその辺の検討を指示したところがございます。今、にわかには、ようやくタブレットで看護師が行っているという状況でありますので、またあの遠隔診療につきましても、間違いなくそういった時代が近くまで来ていると、実際やっているところもありますけど、そういったところは承知しておりますが、今直ちにその、そこまでのレベルのものをすぐ導入するとかということまでは

現在至っておりません。そういったところは県も含めて医師の確保と協議を併せて進めさせていただきながら、それに大体可能なもの、そういったこと含めて検討して取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 町長は今日もZOOMで会議があると、さっき言われてましたが、町長はいろんな情報を我々以上にお持ちだと思います。例えば今申しましたドクターカーのリモート診療。そのようなやつを今後とも進められるよう、計画立てていただけるようお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今般は齋藤議員から、朝日診療所の診療体制についてということで、これ1点に絞って、まさに喫緊の一般質問をいただきました。

今のご提案の件につきましても、今、正直、様々なチャンネルといいますか、様々な先生方と、この前もわざわざ、山並、現在の所長先生が、診察終わった後で町長室まで足運ばれて、切々と今の朝日診療所、これから目指す方向性というのを先生からご提言もいただいておりますし、また先ほど申し上げました、今日も夕方から、そういった、ある先生との打ち合わせも予定しております。やはり多くの方々の知見を得ながら、また議会の皆様からのご提言、ご意見をしっかりと受けながら、ただ今申し上げていただいたことも含めて、総合的に見える形でお示しできるように努力していきたいというふうに考えておりますので、そのことにつきまして改めて、その姿勢を申し述べさせていただきます。また本日、非常に貴重なご意見をいただいたことに対しまして誠にありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、11番、齋藤猛君の一般質問は終了しました。

暫時、休議します。

開始時間は2時45分にいたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（佐藤孝義君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

6番、平山真恵美君の一般質問を許可します。

6番、平山真恵美君、登壇願います。

〔6番 平山真恵美君 登壇〕

○6番（平山真恵美君） 6番、平山真恵美、通告に基づき質問をさせていただきます。

1、地域全体で子どもの育ちを支える意識醸成について。

社会の変化の中で子育てに不安や負担を感じながら孤立しがちになり、子どもは様々な悩みやストレスによる生きづらさを感じるなどの現状もあります。このような養育者や子どもの置かれている環境を適切に把握し、地域全体で共通認識を持つことは大切であり、この現状の環境改善や整備を進めるには町民の意識の醸成が大きな力になると考えます。

そこで以下について質問させていただきます。

子育て意識の醸成を図るには、乳幼児期から青年期までの町の主要政策につながる方針を明確にする必要があると思います。その実現に向け、目指した姿や子育て環境のあり方を地域住民が主体となり、お互いの役割や責任を自覚することも大切であると思います。そのために、まずは住民参加型、当事者である子ども達自身やそれに関わる大人達の対話と共創の場を設けて、ありたい地域の姿を共に語り、考えていく機会を持つことが大切である。その結果として、これらのプロセスや成果をわかりやすく明文化、例えば子ども条例等として、広く周知することが重要であると考え、町長の考えを問います。

2番、当事者視点を尊重した子育て支援政策の推進について。

少子高齢化が加速度的に進む只見町の持続可能な地域の存続のためには、子どもたちが健やかに育つことがかけがえのない町の財産であることは言うまでもありません。そこで、乳幼児期から学童期、青年期へ成長する子どもたちの権利を守ることを主要な政策の一つに位置付け、包括的な取り組みとする必要があると考えます。

理由として、行政が行う子どもに関する取り組みの多くについては、国の法体系や所管官庁に基づく関係から、縦割りの的になりがちであること。また、子ども自身や、子どもを育む環境において、複合化・複雑化する課題の場合、一つの施策や部署で対応するには難しい案件にも、専門性やマンパワーの観点から包括的な視点で関わることで支援環境の充足につながると考えます。

次年度からの認定こども園の設置による3地区の幼児教育・保育環境が一つになることを契機とし、また、小学校統合のあり方を検討する中で、乳幼児期から小中高までの包括的な子育て支援政策の見通しについて町長に問います。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 6番、平山真恵美議員のご質問にお答えいたします。

地域全体で子どもの育ちを支える意識醸成についてであります。

まず、現代社会において、子育てに不安や孤立感を感じている養育者や、悩みやストレスを抱える子どもたちが増えている現状については重く受け止めております。町としても、子どもたちの健全な成長を支えるためには、地域全体で共通の認識を持ち、連携して支援していくことが重要であると認識しております。

次に、子育て意識の醸成を図るために、乳幼児から青年期までの町の主要施策につながる方針を明確にする必要性についてであります。町民とともに目指す姿や子育て環境のあり方を共有し、地域全体が一体となって子どもたちを支える意識を育むことを目標とすることは非常に有意義であると認識しております。そのため、本町では、只見町子育て支援・少子化対策の推進に関する条例を平成27年に制定し、結婚、出産及び子育て支援について基本理念を定め、また安心して子どもを生み、育てることができ、かつ子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境整備に関するあらゆる取り組みを行うこととしております。

現時点では、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を進めております。今後は第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めながら、次の5年間にわたる具体的な計画を立ててまいりますので、引き続きご指導とご提言を賜りますようお願い申し上げます。

次に、当事者視点を尊重した子育て支援政策の推進についてであります。

平山議員のお質しのとおり、只見町において少子高齢化が急速に進行している現状を踏まえ、持続可能な地域の存続には何よりもまず、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことが不可欠であると強く認識しております。子どもたちの権利を守り、乳幼児期から学童期、青年期に至るまでの成長を支えるためには包括的な子育て支援政策が重要であると考えております。

ご指摘のとおり、行政が行う子どもに関する取り組みが縦割りの的になりがちである点は課題として認識しております。特に、複合的かつ複雑な課題に対しては、一つの施策や部署で対応することが難しい場合があります。そのため、専門性やマンパワーを結集し、より包括的な視点から対応することが効果的な支援環境の充足につながると考えております。引き続き、保健福祉課の子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠・出産・子育てまで切れ目なくサポートする体制づくりに努めてまいります。

次年度から設置される認定こども園ですが、只見保育所、明和保育所は3歳未満児を預かる保育所として残し、朝日保育所を1歳から5歳児を対象とした幼保連携型認定こども園に移行、幼児教育・保育環境が一つに統合となりますので、これを町としても大きな転機と捉えており、この機会に地域全体での子育て支援のあり方を見直し、さらに充実させていく必要があると考えております。

また、小学校に関しても、子どもたちが成長する環境をさらに充実させるために、只見町立小学校の在り方検討懇談会において、町民の皆様のご意見を伺いながら、具体的な方針を検討してまいります。

加えて、現在策定検討中の第3期子ども・子育て支援事業計画において、乳幼児期から小学校・中学校・高校までの子どもたちを包括的に、地域全体で子育てを支える体制づくりを只見町子ども子育て会議の中で検討しておりますので、ご理解とご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

実際ですね、私も子どもの放課後の事業とかに関わらせていただいておりますが、実際、最初の頃、10年来、関わらせていただいている中で、この子どもたちの、地域がどのように子どもたちを支えていったらいいのかというところについては、私も日頃から考えているところでございます。実際あの、子育てに不安を抱えている保護者の方、そのほか地域の方々も積極的に只見町は関わってくださる、放課後、特に関わってくださる地域の方がたくさんいらっしゃる、恵まれている子どもたちだなというところも実際は強く感じているところではあるんですけども、とはいえ、なかなか、子どもの育ちを支える意識の醸成という部分については、どうしても地域全体で支えるというものにはなかなかこう、難しいハードルの部分もあるなというのを感じているところでもあります。

今、認定こども園、早速、町長も先ほど力強く、たくましく、この世の中を生き抜いていく子どもを育てていきたいということで、先ほどお話して下さったんですけれども、実際、そういった子どもたちを育てていくにあたり、私達が何をしていたらいいのかなというところで提案させていただいたというところが今回の趣旨です。

意識の醸成と言いましても、あくまでもそれは地域としての意識の醸成というところで今話させていただいているんですが、実際のところ悩んでいるのは保護者の方だったり、子どもたちだったりするわけです。そことどういふふうに対話をしながら子どもを支えていくのか。私達はこういった流れでその子どもたちの成長を地域として見守っていくのかっていうところに関しては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいていろんなことが示されているなっていうのは、今までの経験からも受け取っております。特に、こちらにもありますが、子ども子育て会議というところにも私も参加させていただいたことがありまして、今も子どもの育ちについて一生懸命、会議に参加して下さっている人達からも情報をいただいております。実際ですね、この中で意識の醸成をしていくというところに関しては、私が一番力を入れたいなと思っているところには、子どもと保護者が孤立をしないというところに重きを置きたいなと思っております。実際ですね、いろいろ課題を抱えている保護者とお子さんもいらっしゃるなというところでは、いろいろ見聞きする中で、どういふふうをサポートしていったらいいのかなというところもありますので、その子どものサポートの仕方について、伴走できるような、乳幼児期から高校生に至るまで、伴走していけるような政策が今後検討されるかどうかというところについてお伺いしたいんですけれども、よろしく願います。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどの平山議員のご質問にお答えいたします。

伴走的な支援ということでのご質問だったかと思いますが、今現在、昨年度から児童福祉のほうで教育委員会のほうの所管になりまして、母子保健を起点とする妊娠期からの関係機関の連携によって切れ目のない包括的な支援をしていくというところで、令和4年度から保健福祉課のほうで行っている5歳児健診の際に、同じ会場において全保護者を対象にして面談のほうを実施しております。そういった際に、中学時の学びの場についての理解を広げたり、また発達に対する相談体制について周知して、早期のサポートができるような体制をしております。また、年長児の保護者を中心として、学校見学会の案内を配付させていただ

て、町の小中学校における様々な学びの場について理解していただく場のほうを設けております。やはり保護者の方、未就学時から小学校に上がる際の大きな不安を抱えている保護者さんもいらっしゃるんですが、どこにこう、いろいろな相談体制はあるんですけども、どこに相談したらいいかという不安を抱えている保護者さんも実際にいらっしゃいましたので、そういった部分を教育委員会のほうで相談窓口として中に入って繋いでいるということを令和4年度から実施しております。

今年度につきましては、特別支援教育のほうについて専門的な立場にある方によって保育所の参観を行いまして、気になる行動のある児童の困り感などを把握をして、保育者や保護者の相談支援を早期から行えるような工夫を今している段階でございます。

高校生までの支援ということですが、今回、ニーズ調査のほうを実施いたしましたところ、やはりあの、相談をできる方がいないというお子さんが8パーセント程度おりました。そういったところで相談できる体制をまず整えなければいけないという課題が見えましたので、保健福祉課、また関係機関と連携をして、相談体制を一本化できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） ありがとうございます。

本当にあの、保健福祉課と教育委員会が、その垣根を越えていろんな情報共有してくださり、そして、今回は認定こども園になる。保育所とも連携の機能がすごく強くなってきて、すごくそこが切れ目のない支援の一つの一步になっているなというのをとにかく私も肌で感じております。それが包括的な支援に繋がるために機能的な部分、まずは形をどういう、部署でというよりかは、本当に思いの中で、どういった人に寄り添ったらいいのか、どういう気持ちで子どもを育てていらっしゃるのかというところを事細かに配慮してくださっていて、そこが今、一番、本当に基本になっているなと思っています。そうやって今、アンケートをとっていただいたということも心強いなと思いました。実際あの、その保護者の方達から、いろいろこう、要望も出されているんじゃないかなと思うんですけども、その子どもの子育ての悩みの相談場所、それが専門職なのか。あとはその、そうではなくても地域の方で経験ある方に気軽になんとなく、話ができるとかっていう、そういった資格的なものでも、地域の方の寄り添いによって勇気づけられるというようなこともあるのではないかなと感じています。実際ですね、ほかにもいろいろ、やり方としてはいろいろあるのではな

いかなと思いますが、今本当にきめ細やかに、今何が必要なのかというところに着目してくださっているというところが、特に当事者視点を尊重した子育て支援政策の推進といえますか、その根底になるものだと思っておりますので、是非そういった支援、特に女性の課長さん、次長も含め、本気になって取り組んでくださっているところがとても心強いです。私も様々な保護者の方からいろんなお話を伺った時に、私も最初にどこに相談したらいいんだろうというところが実際のところではありますが、自分で調べ、それで自分で考えて、行動するというをお伝えするというのも、一つの保護者の方達にもわかっていただきたいなというところでもありますので、全て人をお願いするということでもなく、自分から、自ら、そういった主体的な形で保護者の方にも子育てを楽しんでいただきたいなという思いもございます。

それで、今ですね、先ほどから常勤医師の不足の課題を抱えながらも少子化の流れは止められない現状におきまして、子どもを安心して育てる環境を整えるための重要な政策というところではございますが、保護者の中にオンライン診療というものを望む声があがっております。実際、オンライン診療というものにつきましては、私はあくまでも主要な医療体制というよりかは、その支えになるというか、そのメインではなくても、いざという時にとか、そういったメインとは違う、その補足的な役割を果たすというところでのオンライン診療の可能性はあるのかなというところをお聞きしたいのですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

保護者の方がお子様を連れて行くのが大変だということでオンライン診療を望む声があるということだと思っておりますが、現在、診療所で実施しているのは、先ほどの説明させていただいたように医師の数が一人しかいないということで、朝日診療所の訪問診療を受けられている方を対象に実施をしている状況であります。

しかしながら、今ですね、コロナ禍もありましたので、オンライン診療を実施している医療機関というのは、ちょっと具体的な数は私、把握していないんですけれども、それなりに増えてきているのかなというふうに思います。今、福島県内でも、小児科が該当するかどうかは少しわからないんですけれども、県全体でもそのオンライン診療を山間部でできるようにという検討を進めているようですので、そういった高齢者だけでなく、そういった子育て世代もオンライン診療を欲しているとか、要望しているという声のほうは挙げていきたいな

というふうには思います。

少し明確な答えではなかったかもしれませんが、現状としてはそのような状況になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） ありがとうございます。

そのオンライン診療ありきではないんですけれども、とにかく医療体制については、先ほどらいつつと、町長も、今後、重要施策として取り組んでいかれるというところでしたので、今後もそういった流れも、保護者の方達の安心安全というところでは第一番だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、認定こども園を設置されるにあたり、先ほどの子育て相談員というようなところで、取り組みの方法として、その包括的な取り組みの一つとして、子育て相談員というものについて町側から提案がございました。私どもとしても地域でできることというところでは、そういった相談員の存在というのは大きいのかなと思うんですが、その取り組みについて、地域として関わっていきたいと思っているんですけれども、そのあたりの情報について詳しく、もしおわかりになれば教えていただきたいんですが。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

子育て相談員ということで、会議の中でも少しお話があったかと思います。地域の方が子育て機能の中で関わっていただくというところで大きな役割を担っていただくようになるかと思いますが、一部、研修を受けていただいて、子育て相談員として地域の保護者の方であったり、子どもに関わっている方々の相談を受けるという機能、役割を担っていただく方になるかと思いますが、具体的な、ちょっと研修の内容については把握はしていないんですが、そちらのほうを受けていただければなれるということで確認しております。

○議長（佐藤孝義君） 平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 全て町にお願いするというものではなくて、地域としての取り組みとしても何か実践できるものはないのかなと思って私どもも日頃から考えておりました。たまたまそういった情報を耳にしましたし、情報もいただいた経緯もございましたので、何かそのきっかけづくりといいますか、その私達がやれることということについても考えていきたいと思っております。

認定こども園の開所に向けては豊かな心、考える力、健康な体を基本理念にされているんですけども、小学校入学までに身につけたい具体的な成長の姿も示されているなど思っております。このありがたい姿を大切にしたい教育活動ができる認定こども園は未来に向けた希望でもあると思うんですが、当事者視点に立った、一人一人に沿ったその成長を尊重したい町の意識というものの形作る一番、今一番取り組めるところではそういった認定こども園のあり方というものがすごく注目されているのと同時に大切だなと感じているところです。

実際、認定こども園を4月、来年の4月から開園するにあたって、様々な、これから考えていかなきゃいけないところもあるということもお聞きはしていますが、今後も一つの子どもの幼児教育という視点に立った時に、そのベースとなる部分を一緒に考えて、応援させていただけたらなと思っております。

それで、質問内容の1項目めの、只見町子育て支援少子化対策推進に関する条例というものを平成27年に制定されているというところなんですが、その条例について少しお聞きしたいと思います。

この条例については、結婚・出産及び子育ての支援ということになっておりますが、基本理念として安心して子どもを**生**み育てることができるということになっていると思うんですけども、私がここで、意識の醸成の中でお伝えしたいなと思っているのは、子どもを中心として、子どもの権利についてどのように考えていらっしゃるかというところで、意識の醸成と、その条例についてお話したところでございます。その部分について、子どもが真ん中にある、子どもを基本とした、子どもを中心としたという考え方について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

先ほど、私、1回目の答弁で、平成27年に基本理念を定めた条例がございますということを申し述べましたが、今、平山議員からお質しのとおり、これは当時の背景といたしまして、現在も大きくは変わっていませんが、やはり少子化対策、子育て支援ということで、ある意味、大人の世界から見たうえでの、そういった、それもそれで必要だと思いますけど、そういった条例の理念になっているのかなと思ひまして、今おっしゃるように子どもが真ん中ということで、本当にあの、成長していくために、その寄り添うといいますか、伴走といいますか、そういった子どもが真ん中としたものとは、確かにおっしゃるように、若干、そ

の辺の捉え方は違うのかなということは私も感じてございます。

○議長（佐藤孝義君） 平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） ありがとうございます。

その条例ありきで発言をしているわけではなくてですね、子どもが真ん中において、子どもが活躍できる場所、子どもが自分らしく成長できる場所というところの、その真ん中にあるという考え方でお話をさせていただいているというところなんです。

実際、先ほどらい、中学校・高校生から提言が、まちづくりについての提言があるといったお話も聞かせていただいている、子どもたちたくましいなと思っているんですが、今後、子どもと、大人と、みんながこう、一つのテーブルでいろんな意見を情報交換をし合うってというような場も設けられたらいいなと思っているのが本音でございます。どういった、町が継続していく持続可能なまちづくりというところに関しては、子どもも町に、まちづくりに参画してもらおうということは、もう今の段階にきたら普通なのかなとも思っているんです。で、そういった場面の機会をつくっていただくというのも必要かなと思って、この場所で条例の策定ということを思い切って発言させていただいたんですが、実際、その子ども真ん中条例というものを各自治体でつくられているところも結構多いなこと感じておりまして、子どもがどうやって自分達の町で、どんな形で、どんな権利を持って、学んでいくのか。あとはその還元していくのかといったことも、積極的に子どもたちに社会の一員としていましてということも、子どもたちにも自覚してもらい、それを大人がサポートしていく。どうしても、どちらかという、大人からこうしましょう、ああしましょうと、どうしても大人からのアプローチが強くなったり、そういった場面が多いなとも思いますので、何かこう、共同でといいますか、相互に創り上げられるものというものが必要なんじゃないかなと思っておりました。

一応、そういうことで、そのお話、条例についてはそういったことでお話させていただいたまでです。

最後になるんですけども、これだけ社会の変化がすごく大きいなと思っています。これからAIですとか、いろいろな社会環境が変わっていく中で、子どもと大人という、住み分けというよりは町民一丸となってというところ、町長、常々、おっしゃっているかと思うんですけども、やっぱりその包括的なところでは、今いろいろ取り組まれようとは、町長も取り組まれようとはされていらっしゃると思いますが、やはりですね、自分達が活躍できる

場所、町民一人一人が活躍できる場所というところを盛んにおっしゃっていらっしゃいましたので、是非ともですね、その、どういった場所で、どういった人が、どういった力を発揮できるのか。それはあくまでもこう、対話の中ですとか、いろんな場所に出向いて得られるものもあるでしょうし、会社の中ででもあるかもしれませんが、そういった機会の創出というところを是非、皆さんに知っていただけるように、いろんなもの企画されていらっしゃいますし、町の取り組みというものは一つ一つが、

[携帯鳴り中断]

○6番（平山真恵美君） 一つ一つ、町の取り組みがしっかりなされているものが包括的につながっていくというものが大切だなと思っておりますので、是非そういったところも今後、私達もいろんな形で、バックアップもできるところはしていきたいと思っておりますので、引き続き町政のほう力を入れていただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

他の市町村での子ども真ん中条例の例もお話していただきました。

実は昨日、JR只見線の只見線管理事務所さんのところに町内の子どもたちが、今度、只見線と会津鉄道を走る新型車両のデザイン、中には二階建てとか、いろいろありました。非常に素晴らしいご提案いっぱいあったんですが、そのうちそれを精選したものを自分達で冊子にまとめまして、昨日、子どもたちが自ら、只見線の管理事務所長のほうに提案をされました。今日の新聞で報道されましたので既にご覧になった方々も多くいらっしゃると思います。そういった、自らそういう動きもされてます。

あと、何年か前になりますが、当時の小学5年生が、事前に先生から、町長と課長さん達以上を集めていただけませんか。小学5年生がプレゼンテーションしたいんですということで、子どもたちがプレゼンテーションしてくれた。たぶん、何回か話してるかもしれませんが。そういった中で子どもたちは、住み良い町にしたいと思いませんかということが一番先に言われまして、そして、やはりあの、雪がいっぱい降るとか、人が少ないとか、できる理由を並べるんじゃなくて、なりたい町の目標を定めて、それに向かって私達が何をするのか。そういう具体的なそのバックキャストという考え方で私たちは勉強してますということで、それぞれ環境に配慮した町の車を買ってくださいとか、様々な、あとはマイクロ

プラスチックというものが、肥料が田んぼに少し残って、それが川に行って、海に行って、お魚が食べて、循環して私たちが食べてしまっているんですよということで、プラスチックに覆われてない肥料を使ってもらえませんかとか、そういったことを素晴らしい提案をしてくれました。そういった中で、それを聞かれた農業法人の方々が、あとは農家さんが、最初、早速、試験的に、当時7軒でしたかね、試験的に導入されて、今は肥料メーカーと研究、勉強されまして、ペレットの肥料を使うということで、多少高価になっても施肥量を調整したり、全体的な収量とか、味覚とか、そういったものがもう、遜色ないものができるということまでいってまいますので、やはりその大人たちの気づき、行動変容を与えてくれたのは子どもたちです。その点についても。ですから本当に、我々、簡単に、子どもたちってという言葉、簡単に使ってますけど、子どもたちのほうがいっぱい知識を吸収してたり、そしてあの、東京駅の丸の内口で只見町のパンフレットを知らない人に配って、受け取っていただいて嬉しかったとか、スルーされて悲しかったとか、いろんな思いを持って帰ってきてまいますので、本当に簡単に子どもたちって言ってますが、中身は、いっぱいこう、もう持っている、やっぱりしっかりリスペクトして、やっぱり子どもの、真ん中条例っておっしゃいましたが、そういった考え方でやっていかないと、まさに彼ら、彼女らが時代を担っていくことは間違いありませんので、やはり大きな転換点といいますか、私たち大人もそういった意識を持って、そういうまちづくりに反映していくという、そういった姿勢といいますか、そういった考え方はこれから益々大事になってくるというふうに思います。ので、そういった意味から、ただ今、平山議員のほうから認定こども園のことも含めまして様々、子育てで孤立しないような伴走型の支援のあり方等々、様々ご提言をいただきましたが、先ほど教育次長並びに保健福祉課長が答弁したことも含めまして、しっかりとご意見を受け止めて、引き続き努力してまいりたいと思いますので、引き続きのご提言、ご指導のほどよろしくお願いたします。

ありがとうございます。

○6番（平山真恵美君） ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、6番、平山真恵美君の一般質問は終了しました。

次、3番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3番、酒井右一君。

〔3番 酒井右一君 登壇〕

○3番（酒井右一君） 3番、酒井右一です。

通告に基づいて一般質問を行います。

先立ちまして、先ほどあの、W i f iが繋がらなくて、自前のテザリングをしたところ、テザリングがほかに飛んでしまいまして、雑音を立てて大変申し訳ありませんでした。お詫びいたします。

さて、質問です。

二つありまして、1番、税務事務の不適切な事例について。

本件については議会全員協議会で説明を受けましたが、重大案件であり、全ての納税者に対し納得のいく説明が必要であると思っております。そのため、改めて中継されております本会議において、その顛末と今後について問うものであります。また、納税は国民の三大義務の一つであります。憲法で定められておりますが、そういう意味では行政、これの根幹をなすものであります。町行政の根幹を失いかねない事態を踏まえ、町長は納税者の信頼回復のため、残された任期において、この信頼回復、そのためにどう臨むのか、その所信を問うものであります。

2番、認定こども園開設と小学校の統合について。

児童数が激減しております。これはあの、私の一般質問のずっとテーマであります。複式学級も増加している。一方、中学校は統合され、新たなこども園も一部統合されます。現状では小学校だけ3箇所を設置されております。朝日小学校改築に合わせ町内の小学校を統合する考えはないか。また、改築される認定こども園と、これは小学校改築という話ですので、改築される認定こども園と小学校の併設はできないかというものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、酒井右一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず1点目の税務処理の不適切な事例についてですが、改めまして町民及び納税者の方々に心よりお詫び申し上げます。

顛末でございますが、令和6年度個人住民税当初賦課事務において、令和4年度・5年度の家屋敷課税の課税処理未済、令和3年・4年・5年給与支払い報告書の一部未入力、令和3年・4年・5年度の個人住民税年金特別徴収分の未還付が確認されたものであります。

家屋敷課税については、8月10日付で令和6年度分の納税通知書と一緒に令和4年・5年度の納税通知書をお詫びの文書とともに発付いたしました。この件について電話でのお問い合わせ等をいただいた納税者の方にはご説明し、ご理解をいただいております。

また、給与支払い報告書の未入力により追徴課税となった方には、本町にお住いの方には直接、面会させていただきご説明申し上げ、町外の方には電話、文書での説明をさせていただきました。

年金特別徴収分の未還付については、7月26日に還付請求関係書類を郵送し、返信を受けて還付の事務処理を進めております。

本事案につきましては、関係職員の処分を行い、議会8月会議において私、町長及び副町長の給与減額の提案を行い決定されたところでございます。

再発防止の対応であります。まずは職員一人一人が税業務の職責の重さを再認識することが重要であります。そのうえでダブルチェックや係全体での確認が機能する体制の早急な構築が必要と判断し、9月1日付で課長が兼務となっておりました町民税務係長を新たに配置し、体制の強化を図っております。また、7月から福島県事業を活用し、県税務課及び国民健康保険課に在籍する職員の派遣を受け、税務事務のスキルアップに取り組んでまいります。

次に、認定こども園開設と小学校統合についてであります。

まず、児童数の減少及び複式学級が増加していることにつきましては、町としても深刻に受け止めております。中学校は平成19年に統合となり、保育所の一部統合の検討が進んでいる中で、小学校についても今後の児童数の推移を見据え、より良い教育環境の在り方を検討する必要があることから、只見町立小学校在り方検討懇談会において対応策を議論しております。

朝日小学校の改築にあわせて町内小学校を統合する考えについてですが、先に述べましたとおり、只見町立小学校在り方検討懇談会で小学校の在り方が検討されている現状ですので、現時点では統合の具体的な考えは持っておりません。

次に、改築される認定こども園と小学校の併設についてですが、効率的な施設運営や子どもたちに連続した教育環境を提供する観点から、併設という選択肢もあるものと思います。現段階では具体的な計画はありませんが、引き続き議会、地域の皆様のご意見を伺いながら、より良い教育環境の実現に努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 追加で質問させていただきます。

まず、税務事務の不適切な事例についてであります。

これについては全員協議会で説明があり、今、町長が説明された通りで、この議会にいる者はわかっております。しかしながら、つい2・3日前まで、何件か、私も議員として長いものですから、どうも、何が起こったのか、町民の方が具体的にわかっておられません。つまり、わからないために動揺し、あらぬ憶測もあります。ということは、こういったことではなくて、もう少しあの、良くない話です。刑事事件、相当するような話ではないかというような話は何件かありまして、これについて、ちゃんとした話をしたほうが良いのではないかと、そういうことで、これはあの、悪いほうに振れますと、非常に当事者にとって良くないことですので、また、町民にとっても、税の公平性だの、普段、言っておられます、いわゆる申告、それから徴収、公平負担、そういった原則に悪影響を与えるということで、ここで改めて説明を求めたものであります。決して、誰かを責めるということではありませんが、あらぬ話が推測を元に流れているということは現に気を付けないと、ちゃんと情報を流さないといけないと思うものであります。

そういうことでありますから、町長は、先ほどらい聞いておられますと、2期目も想定されておることですから、2期目にあたっては、そこら辺、身ぎれいにして、そしてさっぱりした気持ちで新たに挑まれたらどうかと、余計な心配をするわけですが、そういうわけですから、これあの、この場でお話しても、高齢者、ほとんど、50パーセント弱の高齢化率で、こんなにコンピューターの、iPadの、という話をしても、皆さん見れませんので、これはあの、やってくださいよというわけではありませんが、これ、自主的に、今回の顛末を納税者に対して町長が直接説明する、される考えはありませんか。お伺いたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、酒井議員のほうからご意見いただいておりますが、本当にあの、議会の皆様にはそういったご説明をさせていただいて、それぞれ、職員の処分、私並びに副町長の指導監督の責任についての減給処分、処分といいますか関係条例を提案して可決いただいたということですが、改めまして、議員の皆様、特に酒井議員の今のお話から、しっかり言えることはやっぱり、納税者、町民の皆さんが大変不安を持ってらっしゃるということで、ど

ういう内容か、具体的にお知らせといえますか、わからない中で、そういった話だけがいつてしまうと、非常に、さらにもっと、さらにもっと良くないという言い方もなかなか、いかなものかと思いますが、そういったことになるんで、そこら辺はあの、ご高齢の方もいらっしゃるのでもわかりやすく説明してはどうかということだろうというふうを受け止めさせていただきます。そういったご意見につきましては、なるほどなというふうを受け止めさせていただきます。

また一方で、そうなってくると説明するにあたって、個人の税情報、細かな点も出てまいりますので、私どもといたしましては今回の事態を大変重く受け止めると同時に、こういった言い方もおかしいんですが、他の自治体の過去の先例といえますか、そういったものも調べ、総合的に検討したうえでの今回の処分のあり方でございますので、それを酒井議員おっしゃる心配に思っている方がおられるということは、大変、誠に申し訳なく、またそういった申し開きといえますか、説明の必要性も一方では感じつつも、なかなか税の取り扱いということで不適切な事例があったということでお詫びし、今後、今般、9月1日付で課長兼務でなくて、課長の兼務を解いて、町民税務係長として1名を新たに配置したということで、また引き続き県の指導や体制強化を図っているということで、そこで日々、信頼回復に努めさせていただきたいなということで、誠に恐縮ではございますが、そのようにご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） この件については、町長が行政のリーダーとして、どう所信を述べられるか、それだけですので、これに留めておきたいと思います。

続いて、認定こども園の開設と小学校の統合についてということであります。これはあの、当局の方々、ご承知でありましょうが、私、ずっと少子化の問題、人口減少の問題、そして子ども・子育て支援事業の問題をテーマにして質問をしてきております。

この答弁書にもありますけれども、今後の児童推移を見据え、より良い教育環境の在り方を検討するという一文があります。これについては既に母子手帳の数等々、3月の一般質問において明確にさせていただいておりますので、推移も何も、母子手帳から生まれてくるものは1ないしは2、普通1でしょうから、令和5年については9人、それから今後、どれだけになるかわかりませんが、昨年の只見小学校の入学児、小学生は2名だったようがあります。このことを踏まえれば、今更、児童数の推移を見極めると、検討するというよう

なことは、はたしてどうかなと思っております。この問題を深く、深くというか私なりに質問するにあたって、先ほど申し上げました子ども・子育て支援事業計画書。これ、まだ第3期の分は私は見ておりませんので、どう書いてあるかわかりませんが、少なくとも第2期においては全編を通じて医療、医療が大切であると、バックには医療がなければより良いものがないというふうな内容であります。子ども・子育て計画の第4章ですか、そこなんかは特に色濃く書いてあります。

それであの、医療が大切だという話は子ども・子育て支援計画以外に皆さん方が今日、朝日診療所の問題を申し上げていらっしゃる。今の朝日診療所の状態で、はたして第3期の子ども・子育て支援計画、どう書かれるのかなということがあります。

そういったことをいろいろ考えを巡らせるにあたって、9月10日、昨日の総務委員会の当局説明員の方からこういう発言がありました。まず、今までのような診療体制は取り組めない。セルフメディケーションを啓発していくんだと。夜間急変、救急医療、入院、これも今までのようにできないということでありましたが、これも話の途中で終わってしまったんですが、子ども・子育て支援計画には重大な影響があります。については、この発言の趣旨について町長に確認したいと思うんですが、朝日診療所は施設建設をした時点で、どのような医療規模が見込めて、そしてどのような医療をしていくかということを検討されてきております。私も当時は役場職員でございました。それが結果して、医療体制、医師4人プラスアルファと、あるいは3人プラスアルファという中で、言ってみれば南会津郡西部地区の基幹病院、医院だという位置づけで当時の町長さんは言うておられましたが、現実的に昨日の総務委員会の当局側の説明員の話によりますと、今後、今までのような診療体制はできないと明言されました。これはあの、いろんな意味にとれますが、将来に向けて、元通りの診療ができないということでしょうか。短期的に、今そのような状態なのでしょうか。今までのやりとりの中で、診療所のあるべき姿について、はっきりした話が出てきておりませんが、この際、重大な少子化、過疎化、子ども・子育て支援計画、これにも関係してきますので、町長から診療所のあるべき姿、最終的には診療所をこういう計画で、こうしたいんだということだけは答弁を求めたいと思います。何と言われまじょうと、このことだけは、診療所には町民の皆さん方、我々、みんなして相当な期待を持っておりますし、今までどおりの診療ができないためにいろんな変化球を投げざるを得なくなっておりますので、町長には昨日の説明員の発せられた言葉の中の、今までのような診療体制は取り組めない。これが今、直近

の話なのか、将来もそうなのか。ここを是非、来期の施策目標でもあるでしょうから、はっきりさせていたいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当に、本日は先ほどらい、いろんな場面で喫緊の課題、医療の問題、医師の確保。本当にあの、差し迫っている課題であることを、いろんな、看取りも含めまして様々な場面で非常に貴重なご意見をいただいております。また、今、議員のほうから、子ども・子育て支援計画の中の第2期計画の要はバックに医療があるからだということで、その医療が著しく、現在の状況が長く続くのであれば、子育て支援計画についても多大な影響があるんじゃないかと、そこら辺の整合はどうなんだというご質問だというふうに思います。

議員、十分、ご承知のように、平成17年8月に朝日診療所がオープン、今の朝日診療所がオープンしまして、複数の外来があつて、さらに二階には一般病床10床、介護療養型病床9床、診療所としては目一杯の19床の病床を確保し、渡り廊下で介護老人保健施設こぶし苑と繋がり、また地区には特別養護老人ホーム、只見ホームがありまして、福祉の里構想ということで、あのエリアを福祉の里、医療介護の只見町のセンターにしようということで、当時の町長のリーダーシップによって、議会の皆様のご理解をいただいて発足したということとは十分承知しております。ですから、そういった体制が長く続くことが誰もが望んでおりますし、一番望ましい姿だというふうには私も思っております。

しかしながら、誠に残念ではありますが、今、医師の確保がなかなかできないという状況でありまして、加えて働き方改革という、今年の4月からの法改正に伴って、医師の超過勤務の在り方が厳格、働く人からすれば当然のことなんですが、従来は夜勤で対応していただいたものが、ちゃんと1時間いくらの超過勤務手当というふうに、また金額だけではなくて、法に適う休みも必要だということで大きく変わりました。ので、そういった姿は望みつつも、実際、医師の確保が適わなければ、なかなかそれにいかないというところでありまして、そういった中から今、応援の医師を派遣していただいておりますが、加えて、これも先ほどらいお話いただいているオンライン診療の導入、研究といいますか、そういったこと含めまして、訪問看護ステーション含めて、対応を現在、関係機関等含めて検討しているところでございますので、そのことにつきましては当面、入院は休止ということで先にお話させていただいておりますので、そういった医師の確保が今後、見通しがいい中で言うのは大変恐縮ですけ

ど、医師の確保ができれば、また環境は変わってくると思いますが、現段階では非常に、今はっきり見通しをもって言える段階にはないということですので、そのようにご理解いただきたいなと思いますし、引き続き皆様方のお力もお借りして努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今までの説明で今までの事業わかっておるつもりですが、要は、只見町の町長たる渡部さんとしては、朝日診療所、これを、いろんな障害を乗り越えて従来の形に戻すというおつもりなのか。あるいは現状、無理だから縮小していくのか。先ほど申し上げた10日に、医療体制として難しい、できないという話ですから、そうするのか、そうしないのか、どちらですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まずは医師の確保に努力するというをまず最初に申し上げまして、そういった中で現在、診療所と介護老人保健施設、特別養護老人ホームは、やっぱり相互に関連がございます。特に小規模特養でありますあさくさホームにつきましては、入所者が定員に満たない状況が長く続いております。勿論、入所者の方々やご家族の方々に不安を与えないように、しっかりその南会津会の職員中心にケアしていただいておりますが、ですが、経営上、もう一つ、毎年、議会の議決をいただいて多額の支援といたしますか、助成をしているということも事実でございますので、そういったことを総合的に勘案して、現在、医療・介護・福祉の在り方検討会を民間の方含めて検討してご意見をいただいておりますので、最終的にその報告がまとまれば、その辺のことを踏まえて議会の皆様と協議して、その方向性を示させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうすると、現状で働き方改革は、3×8、24で、3人の医師が必要ですから、それプラス、予備とすれば4人は必要でありますので、4人体制しか考えられないわけです。これは単純に考えればそういうことです。なので、町長は今までのような診療体制は、要は取り組めないということを言っているのだと、そういうふうに理解するが、それでよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今は、そういったお願いしておる方々に検討していただいていますし、また南会津保健福祉事務所並びに南会津会の職員もオブザーバーとしてご出席いただいております。そういった中で検討が進められておりますので、それが全てではありませんが、それと様々な件、関係機関等々の交渉会議をもって、最終的には議会の皆様と話し合いして決めさせていただくべきものだなという、それだけ勿論、大切なもの、重いものというふうに思っておりますので、そういった考え方の整理の手順を申し述べさせていただきましたので、最終的にはそういった議会の皆様のご意見をいただいて決めさせていただきたいということでございますので、今、私の予断をもって断定的なことを申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、予断と言ったって、これは政治家という意味では、やはり夢があつて、希望があつて、それを実現するべく努力していくと、その過程でこれは超えられない山だってあるでしょう。しかしながら、この町の大きな舵取り、握っておられるのは町長ですから、その辺の話ははっきり聞きたかったところですが、これ以上どうするんだといつても、なかなか、町長たる町長の発言にならないようですので、この件については質問の趣旨も脇にそれますので、これまでにしたいと思えます。いずれ、医療のないところに人は住めないとよく言われますし、しっかり眼目を据えて頑張っていたいただきたいのが私、町民の方々、皆さんの希望でありますので、頑張ってくださいよう、よろしく願いいたします。

続いてですが、こども園と小学校の合築・併築の問題については、6月の議会に公共施設の管理計画を基にして、そうしたらどうかという話題をしたところ、検討しますと、さっきも私、実は当時の議事録を見ておりましたが、前向きに検討されるという話を確認しておりますが、これはやはりあの、在り方検討会に諮られているという話ですので、先般、在り方検討会の資料を議事録をいただいて見たところ、やはりあの、この中ではいろいろ書いてありましたが、これまでに二度、平成29年と令和2年にやったんだと。そうしたところ、ある委員が、そんなに時間かかってどうすんだみたいな話書いてありました。何故数年で今なのか。児童の推移による説明と、こうありましたけれども、まさにあの、平成2年の頃から、私の人口統計上は今日予想されている少子化、小学生、新しく入学する方々の頭数はもう出ておりました。紛れもない母子手帳、それから住民基本台帳の調査ではそうであります。さらにこの議事録を見ますと、ここにいる方、皆さん、現状を認識していると思うと。もっと

スピード感を持って進めていただく必要があると。この推移を見ただけで統合しなければならぬとも、こう書いてありますので、これ、午後6時から8時までの会議ですので、この話題になれば、大体ほとんど、こういった話題だったのではないのかなと推測されるわけですが、もう一つ気になるのは、町としての考え方がわからないと。わからないので話ができないのではないかという委員の方からの発言がありまして、教育長は、町としては皆さんに委ねられていると、こう記載されております。さっきの診療所の将来の話もそうですが、大きな話、やはりこれは町政を担うリーダーとして、どうするのか、町としてこうしたいがと、現状はこうだがと、いう話をして、そして相談に乗ってもらう。あくまでも相談に乗ってもらう立場で町としてどうしたいのかと。これはやはり、この委員の方がおっしゃるように、町としての姿勢を示さないでにおいて、何を協議するのかわからないという状態だと思います。

これは町としてこの中学校の統合問題について、6月にこの問題については、朝日小学校が公共施設の管理計画によると、改築の時期を迎えて既に数年経っている。10年間の間にやると言っておるんですね。なので、少なくとも現状を見れば、こうした話を考えていかなければならない時期にきておるんだと思います。いきなり、こういう話が盛り上がってきているわけではありませぬので、以前の報告書では、統合はまあ、良くないみたいな話もあったのですが、そこから何年も過ぎて事情が変わったという話を書いてあるわけです。これをきちんとその、基本計画、基本計画というのは小学校の朝日小学校の改築と、こども園の関係について、基本構想、そして基本計画。そして、実施計画にあげて、第8次の振興計画の中で議案、議決という形にならないものでしょうか。かなり切迫しているその人口減少であります。明和の小学校の入学者は令和12年にゼロだそうです。ゼロですよ。無です。このような状態において、少なくとも基本構想程度のもんを持たなければ、昨日あの、基本構想みたいなもの、集合施設の話が出ましたが、基本の段階ですから、いや、あの時はそういう基本だったけれども、事情が変わったということ十分あり得ますが、ただ、現状、そして過去の推移を見れば、小学校の統合、中学校が統合されている現状、高等学校が一つあるという現状。それからこども園の、ちょっと、まあ、朝日小学校、いや、朝日保育所ですか、にまとめていくということの改修話は聞いておりますが、しかしながら、最終的には子ども・子育て支援計画の中では、母子手帳から18歳までの対応を言ってるわけです。最終的にゼロ歳児ということになりますと、先般6月の教育長答弁のように、あそこは3歳以上を収容というか保育するという考え方で、子どもたちの動線、施設などが揃っておるわけでありませぬ。

でありますから、下手な修正を、改築を図って、子どもに怪我をさせた。そういうことだ
てあるわけですので、これは早急に、今今その、これを作れとか、そういったことを言っ
ておりませんが、様々な状況が加味されてきますので、基本構想だけはやはり作っておくべき
ではないかと思いますが、これは学校建設はいわゆる町の財産ですから、教育長とそれから
町長の答弁を求めます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今ほどあの、議員のほうから、この少子化っていうのは急に訪れたのではなくて、令和2
年当時から現在の状況は当然、予測、予想された数字だというお話がありました。

そういった中であって、令和2年当時、当時の児童生徒の保護者の方々にアンケートさせ
ていただいた結果は、現状のままということが大勢の意見でありまして、現在に至っており
ます。が、そういった中で現在、改めて在り方検討懇談会ですか、というのをやっていただ
いてますので、これも年内もしくは年度内の会だというふうに承知してますので、いつまで
も時間をかかるんじゃないかと、年度内もしくは年内だったというふうに承知してますので、
そこにまとまるというふうに思ってますので、そういったのをしっかりと受け止めて尊重し
たうえで町の態度を決めて、議会の皆様とお話させていただく手順で考えております。ので、
先ほどの医療の関係も介護の関係もそうですが、やはりあの、町民のそれぞれ地域であつた
り団体の代表の方々から選出させていただいておりますが、そういったなるべく多くの方の
ご意見をいただいて、町原案といいますか、態度をもって、そして、それをもって議会の
皆様とお話させていただいて、より良い方向性を見出させていただきたいという考え方であ
りますので、決してあの、町の考え方を早く示すべきだというご意見も、それもある意味わ
かりますけど、やはりその辺は丁寧に進めたいということで、このようなプロセスを踏んで
いるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 教育長には、前回というか、4・5年前の、諮問していない以上、答
申があり得るのかわかりませんが、諮問はしてませんもんね。なんで、今回の在り方検討会
議の中の、おそらく大半の時間を割いたんじゃないかと思いますが、これ、見ますと。皆さ
んのご意見、大方、どのような意見だったのでしょうか。私、一部聞いたところによりますと、
やはり統合話が主とした話だったというような情報も得ておりますが、教育長からその時の

状況をお聞かせ願いたい。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私からお答えいたします。

まずあの、小学校の在り方検討懇談会ではありますが、この立ち上げに至った経緯でございます。まず。今あの、第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたりまして、町民の方、保護者、そして中学生や高校生まで対象にアンケート調査を実施をいたしました。その結果ですが、その中に、小学校の在り方についてもアンケートをとった経緯があります。先ほど町長のほうから、これまでの保護者の意向としましては、統合にまだ早いというような意見が多かったということではありますが、今回のアンケート結果では約8割の方が、統合を検討すべきだということの回答をいただいております。さらには、今後の子どもたちの人口の推移を見た時に、以前の検討懇談会よりもさらに少子化が進んでいるという状況、先ほど令和12年に明和小学校は入学者0人ということになって、そういったことが明らかになってきた状況で、再度、やはりこれは今回、第3期になりますが、子ども、小学校の在り方検討懇談会を開催をしまして、状況をまず関係者の方に知っていただくこと。そして、関係者の方々から子どもたちの、これからより良い学びについてご意見をいただこうということをご検討をしまして立ち上げたものでございます。全5回予定をしております。これまで2回ほど、検討懇談会を実施しております。早めにあの、結論は出したいなというふうにご検討をしておりますが、年内もしくは年度内にその結論になるかなというふうには思っております。慎重に、それからより丁寧に状況を説明してご検討いただきたいというふうにご検討をしておりますので、やはりそれには、こちらであるべき姿を先に示すのではなくて、やはり皆様方から意見をいただいたことによりあるべき姿を町のほうで提案をしていくという考えで進めてございますので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思っております。

なお、これまで2回の在り方検討懇談会での各委員のご意見でございますが、その多くがやはり、この子どもたちの人口の推移を見たときに、決して今の3校の在り方が、このまま継続することは決して望ましくない状況ではないかということは意見はいただいておりますので、その多く意見を、じゃあそれで簡単にまとめられるものでもございませんので、やはりこれから具体的にじゃあ、小規模の学校でのその取り組みであったり、それがどういうメリットやデメリットがあるのか。それから統合した場合のメリットやデメリットもあろうか

というふうに思いますので、その辺を含めまして具体的な意見のとりまとめをさせていただきたいというふうに思っています。

また、尚あの、認定こども園の開園にも影響しますので、これも継続した、連携した、施設整備も含めまして、一貫した幼児教育と小学校教育の在り方についても検討していくものだというふうに説明を申し上げまして、その辺は理解をいただいているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 確かにあの、実はこのメンバーの中に知り合いも多数おりますので、内容については聞いたところ、今の教育長のお話、そんなものでした。ですから、日一日延びるごとに、学年も一つずつ上がって生徒は成長していきます。そうした時に成長段階、思春期になったらどうかといったことも書いてありますので、そこらはひとつ、教育の問題大切なので頑張っていたきたい。

それからあの、苦になりますのは、先ほど診療所の体制について、いろんな情勢を分析しながらという話ありました。それから働き方改革によって医師の超勤等々の話も出ました。これはあの、察するに、とりもなおさず、金がかかるなということで医師を多く抱えられないというふうにも受け取れます。しかしながら、診療所、医療と福祉、それから教育、これは何よりも優先しなければならないものだと私は承知しております。

時間がないのですが、財政力指数が2.1。県内最下位から5番目です。毎年下がって、財政力がなくなって、体力が弱まっております。経常収支比率も80パーセント以上ありまして、町の税収で職員の給与を賄えないような状況に今、町はなっておる。これはあの、会計監査報告、町の監査報告書の配付の中に書いてある事実であります。

こうした中で、事業として何を優先するのかと考えた時に、やはり診療所、これはやはり大優先、金をかける大優先。それから教育、保育。とどのつまりは子ども・子育て支援計画の重要さがはっきりしてくるわけでございます。

地域振興資金を温泉を掘る財源に使うと。確か、地域振興資金が11億程度あったと思いますが、そうした資金は、勿論あの、温泉ですから町民福祉向上という話をすれば、それにも該当するでしょう。しかしながら、それよりも増して、医療、教育、地域振興資金、ぴったりじゃないですか。何故これに使わない。私はそう思います。

それから、これはあの、質問の中での付録にすぎませんが、昨日の集合施設の話、それから薪ボイラーの話。これについては、やはり町民全体の利益にはたしてなるのかと、いろい

ろ考えた時に、中期財政見通しの4ページ。総務課長、長期財政見通し、4ページありますか。

それでは私のほうから。これはあの、行財政改革プログラムの具体的方針の踏襲ということですが、事務事業の見直しという3番目の項目の中の、事務事業実施の基本的判断基準は次のとおりですという、これは省略しますが、省略するといっても大切な話ですよ。さらに、以下の基本方針に従い、業務の精選と洗練を行いますと。それで事務事業の精選、洗練に関する基本方針が続くページの5ページに書いてあります。公共の利益に適っているか。詳細まだありますけれども、2番として、ほかの行政機関が行うべき事業なのか。他のものを行うべきものなのか。町が行うことが適正か。等々、これからの厳しい財政状況でも支出する意味があるかどうか。限られた財源の中で実施することが必要な事業なのか。他の事業に優先してでも実施すべき事業なのか。以下の方針に従い、事務事業の評価制度を検討しますと、こう、まさに令和5年の10月ですよ。この進行管理は誰がやっているんですか。

それと、私が申し上げております朝日小学校の改修とこども園の開設。これを同時期に行って一緒にやるということは、ここに書いてある基本基準にぴったり該当するんですな。それから地域振興資金の使途にも該当します。

それで、やはり強調しなきゃならないのは、財政基盤は年々縮小して行って人口も減っております。勿論、交付税も減ってます。税収も減ってます。そういう中で、より大切なものとして、政策実行しなければならぬのはここではないですか。子ども・子育て支援事業。この計画をきちんと実際にまとめること。そして出来上がったものを評価できる段階にもっていく。そこが大切なんではないですか。

これ、逆に湯ら里にボイラーを設置するという事業。これにこの記事に当てはめると、相当、齟齬が出てきます。齟齬。かみ合わせが悪いです。重要度、緊急度も、診療所の充実、体制の充実。それから子ども・子育て支援事業計画のこれからの、本当に子どもがいなくなるんです。この町が消滅します。このために何が大切かと言えば、やはりこれはあの、他の事業、なによりも、この子ども・子育て支援事業の実現。これにかかってくるんだと思います。

私のこの意見について、どう思われますか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

議員おっしゃること、よくわかります。ですが、行政は本当にあの、議員、十分ご承知のように範囲が広いといいますか、住民の方々がお生まれになってから本当に一生、そういったところで様々なところ、行政分野、関わってまいりますので、その認定こども園や小学校のこと、医療のこと、そういったことは勿論、大切であります、併せまして、産業振興、また地域の環境問題、先ほどの子どもの子育ての話、商業、工業、農業も含めた農地の荒廃対策や担い手確保の問題等々、幅広くありますので、そのこの1点にのみお話いただければ、本当にまさにそうだなと思います。それがやはり、非常に、どこを今年は優先するか、どの順番でやるかということを決めていくのが、やはりこういった場だというふうに思っておりますので、目指す姿は町の振興計画であったり、様々な計画で共通理解を図らせていただきながら、あとは限られた予算の中で予算の確保をどうしていくのかと含めて、そのあらゆる分野に、今の時代に合わせてこう、政策を打っていかねばならないというふうに思っておりますので、この認定こども園と小学校の統合問題であったり、医療の問題については、まさにそうだというふうに思いつつも、やはり行政が様々な分野ありますので、やはりそこは全体的に、俯瞰的に見た中で、皆さんと協議検討させていただいて、生き残れるまちづくりに資する施策、政策を打っていかねばならないというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただきまして町の全体事業につきましても、また今後、ご提案であったりご意見をいただいて、より良いまちづくりにお力をお貸ししたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 最後に、やはり税の正義・衡平な徴収、それと税の町民に対する公平な配分、大切な話です。なので、私思うに、この町の財政は非常にひっ迫してきておりますから、そういった意味で、数字を見れば明らかです。そうした意味で、大切なところに使っていただきたい。税金と、それから大切なものをどう守るかということを一一般質問の肝にして質問いたしました。

なんとか年内に、あるいは年度内に、在り方検討会の結論が出るんだそうです。議会の結論がそうであれば一番良いんですが、在り方検討会の結論を重視されるようですから、それはそれで結構でしょう。少なくとも早急に年内に、朝日小学校とこども園の関係、そしてこども園が3歳を想定した保育所であって良いのか。あるいはゼロ歳児も看られるちゃんとした、いわゆる子ども・子育て支援計画に則ったこども園が良いのか。その基本計画は示していただきたいのであります。

その点、どうですか。教育長でもよろしいです。財産に絡むものですから町長でも結構です。どちらでも結構です。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私からお答えをさせていただきます。

今あの、検討を進めてございます、まず認定こども園の来年4月に向けた開園。これにつきましては基本構想をお示しをさせていただいて、丁寧に説明しているつもりでございますので、それに基づいて今準備を進めてございますので、まず認定こども園を来年の4月に開所をさせていただくということがまず第1点でございます。

その後に、その後において、小学校の在り方検討懇談会もそうですが、今後の幼児教育と小学校の在り方を含めた中で、その改築であったり、整備計画というのが出てくるものだなというふうに思っておりますので、これにつきましては、またそういった方針、結論が出た際には内部でまずあの、公共施設の整備の優先順位等々検討しまして、皆様方と協議、ご検討させていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○3番（酒井右一君） 終わります。

雑音とともに登場しまして大変失礼をいたしました。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 質問時間60分になりました。

これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

上着の着衣を求めます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後4時26分）

